第４編　災害応急対策計画

（震災対策編）

目次

第１章 基本方針 249
第１ 迅速な災害応急活動体制の確立 ----------249
第２ 円滑な災害応急活動の実施 ----------249
第２章 迅速な災害応急活動体制の確立 251
第１節 組織の設置 251
第１ 災害警戒本部 ----------251
第２ 災害対策本部 ----------255
第３ 現地本部 ----------256
第２節 配備、動員 265
第１ 非常配備態勢 ----------265
第２ 動員 ----------267
第３節 情報の収集・伝達及び報告 270
第１ 通信の確保 ----------270
第２ 地震情報等の情報収集・伝達 ----------271
第３ 被害情報の収集・共有 ----------273
第４ 県等への被害情報の報告 ----------276
第５ 被害調査 ----------277
第６ 支援要請 ----------279
第４節 防災関係機関等との連携 281
第１ 自衛隊への派遣要請 ----------281
第２ 関係機関との連携 ----------284
第５節 災害救助法の適用 287
第３章 円滑な災害応急活動の展開 290
第１節 水防活動 290
第２節 救助・救急・医療対策 291
第１ 人命救出活動 ----------291
第２ 救急医療活動 ----------292
第３ 医療・助産対策 ----------294
第３節 交通・輸送対策 298
第１ 交通確保対策 ----------298
第２ 緊急輸送対策 ----------300
第３ ヘリコプターの運航 ----------301
第４節 避難対策 305
第１ 避難指示、緊急安全確保 ----------305
第２ 避難の方法 ----------308
第３ 避難所の開設・運営 ----------310
第５節 住宅の確保 314
第６節 食料・飲料水及び物資の供給 318

第１　食料の供給 ----------318
第２　応急給水 ----------321
第３　物資の供給 ----------323
第４　救援物資の受入れ等 ----------324
第７節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 326
第１　健康対策 ----------326
第２　食品衛生対策 ----------327
第３　感染症対策 ----------327
第４　遺体の火葬等 ----------330
第８節　要援護者（要配慮者）支援対策 332
第１　高齢者、障害のある方等の支援 ----------332
第２　外国人への情報伝達等 ----------333
第９節　愛玩動物の収容対策 334
第１０節　災害情報等の提供と相談活動 336
第１　災害広報 ----------336
第２　災害相談 ----------338
第１１節　障害物の除去 339
第１　障害物の情報収集 ----------339
第２　道路、河川、鉄道等の障害物の除去 ----------339
第３　住居に係る障害物の除去 ----------339
第１２節　廃棄物対策 341
第１　廃棄物処理の基本方針 ----------341
第２　災害ごみ処理対策 ----------342
第３　がれき処理対策 ----------343
第４　し尿処理対策 ----------345
第１３節　環境対策 347
第１４節　災害ボランティアの要請・受入れ 348
第１５節　海外からの支援の受入れ 350
第１６節　鉄道施設の応急対策 351
第１７節　ライフラインの応急対策 352
第１　電力の確保 ----------352
第２　ガスの確保 ----------354
第３　電気通信の確保 ----------357
第４　水道の確保 ----------361
第５　下水道の確保 ----------362
第１８節　教育対策 364
第１　事前対策 ----------364
第２　地震災害が発生した場合の措置 ----------364
第３　校園長不在時の措置 ----------364
第４　避難所となったときの措置 ----------364

第５　応急学校（園）運営の措置 ----------365
第６　学用品の調達及び支給 ----------365
第７　心の健康管理 ----------366
第８　学校給食対策 ----------366
第９　教育事務の取扱い ----------367
第１９節　警備対策 368
第２０節　旅客・帰宅困難者対策 369
第２１節　農林・畜産関係対策 370
第１　畜産 ----------370
第２　主要作物 ----------370
第２２節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 372
第１　土砂災害 ----------372
第２　道路 ----------372
第３　河川 ----------373
第４　ため池 ----------373
第５　森林 ----------373
第６　農業土木施設 ----------373
第７　宅地防災対策 ----------373
第８　建築物の防災対策 ----------374
第９　都市公園 ----------374
第１０　危険物対策 ----------374

第１章 基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方の下に作成する。

第１ 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に実施するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、自治会、自主防災会も含めた情報の収集・伝達体制を確立するとともに、互いの連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第２ 円滑な災害応急活動の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、次の事項を中心に、だれが（担当者）、いつ（判断基準）、どのように（優先順位、対策項目、手順）、実施するのか対策内容を明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列に実施すべき事項を把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示す。

■災害応急対策の主な流れ

時間経過	震度等の状況	市	自治会 自主防災会、事業者	市民、従業員
初動対策（発災直後）	○ 震度４の地震が発生したとき。（自動配備） ※小規模被害発生	■第１号配備態勢・災害警戒本部設置 ○情報収集、伝達 ○広報活動 ○危険箇所の巡視 ○交通規制 ○避難所開設準備又は開設 ○被害箇所への対応	■自治会、自主防災会警戒態勢 ○避難所・避難経路の確認 ○地域内の危険箇所の監視 ○地域内の要援護者（要配慮者）への声かけ	○避難所・避難経路の確認 ○近所の危険箇所の監視 ○近所の要援護者（要配慮者）への声かけ
	○震度５弱又は５強の地震が発生したとき。（自動配備） ※中規模被害発生	■第２号配備態勢・災害対策本部設置 ○高齢者等避難対応 ○災害時要援護者（避難行動要支援者） ○指定避難所開設 ○食料、物資の供給 ○施設の応急対策、被害箇所への対応	■自治会、自主防災会災害対策本部設置 ○地域住民に高齢者等避難の伝達 ○一時公民館等避難所の開設 ○地域内の災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難誘導	○家族、近所の災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難誘導

時間 経過	震度等の状況	市	自治会 自主防災会、事業者	市民、従業員
	○震度６弱以上の地震が発生したとき。（自動配備） ※甚大被害発生	■第３号配備態勢 ○避難指示 ○自衛隊派遣要請	○地域住民に避難指示の伝達 ○地域住民の避難誘導 ○地区公民館避難所の運営	○避難
応急対策（発災後一日程度～一週間）		○二次災害防止措置 ○災害廃棄物対策 ○被害調査 ○各種相談窓口の設置 ○被災者の生活支援対策 ○災害ボランティア対応 ○防疫・衛生活動 ○捜索、救出、遺体収容・火葬 ○所管施設の応急復旧 ○学校教育活動の回復	○二次災害防止の協力 ○災害廃棄物対策への協力 ○被害調査への協力 ○地域内への物資等の配布の協力 ○避難所自治組織の確立・運営	○二次災害防止への協力 ○ごみの分別 ○被害調査への協力 ○近所への物資等の配布の協力 ○避難所自主運営への協力
復旧・復興対策（発災後一週間～）		■災害復旧・復興本部 ○被害調査に基づくり災証明の発行 ○被災者の生活再建支援 ○応急仮設住宅等住宅確保対策 ○こころのケア対策の実施		

※継続する対応は省略

第２章 迅速な災害応急活動体制の確立

第１節 組織の設置

担当	市	各部
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	消防団

市長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

第１ 災害警戒本部

１ 災害警戒本部の設置基準

災害対策本部を設置するに至らない災害時の防災体制で、地域的に被害が発生した場合で、応急対策が必要な場合に災害警戒本部を設置する。

(1) 市域で震度４の地震を観測したとき。（自動設置）
(2) 市域周辺で継続して地震が多発し、市民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため必要があると認められるとき。
(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表され、総合的な応急対策が必要であるとき。
(4) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。

２ 災害警戒本部の組織

(1) 本部長は市長とする。
(2) 副本部長は、副市長及び教育長とする。
(3) 本部長が不在の場合は、副本部長が本部長の職務を行う。この場合、副市長、教育長の順序でその職務を行う。
(4) 本部員は技監、市長公室長、都市経営部長、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、産業活力再生部長、建設水道部長、教育管理部長、教育創造部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長（代）は参与として加わる。
(5) 本部員が不在の場合は、本部員があらかじめ指定する職員がその職務を行う。
(6) 本部員は直ちに参集し「災害警戒本部長」の指示を受ける。
(7) 事務局は、くらし安心部とする。

３ 災害警戒本部の設置場所

市役所２階「くらし安心部防災安全課」又は３階「大会議室」とする。

４　本部連絡員

各部長は、各部に本部連絡員を置く。（必要に応じ複数名配置）

本部連絡員は災害警戒本部からの連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況その他防災活動に必要な情報を取りまとめて災害警戒本部に連絡する。

５　災害警戒本部の協議事項

次に掲げる事項について協議する。

(1) 被害情報の収集及び分析
(2) 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
(3) 初期緊急応急対策計画の検討
(4) 計画を実施するための配備態勢の検討
(5) 本部長からの特命事項
(6) その他

６　災害警戒本部の廃止

本部は、災害対策本部が設置されたとき、又は地震の警戒・対策の必要がなくなったときに廃止する。

■災害警戒本部組織図

災害警戒本部会議

本 部 長	市　長
副本部長	副市長、教育長
本 部 員	技監、市長公室長、都市経営部長、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、産業活力再生部長、建設水道部長、教育管理部長、教育創造部長、議会事務局長、消防団長
参　　与	北はりま消防本部消防長（代）
事 務 局	くらし安心部

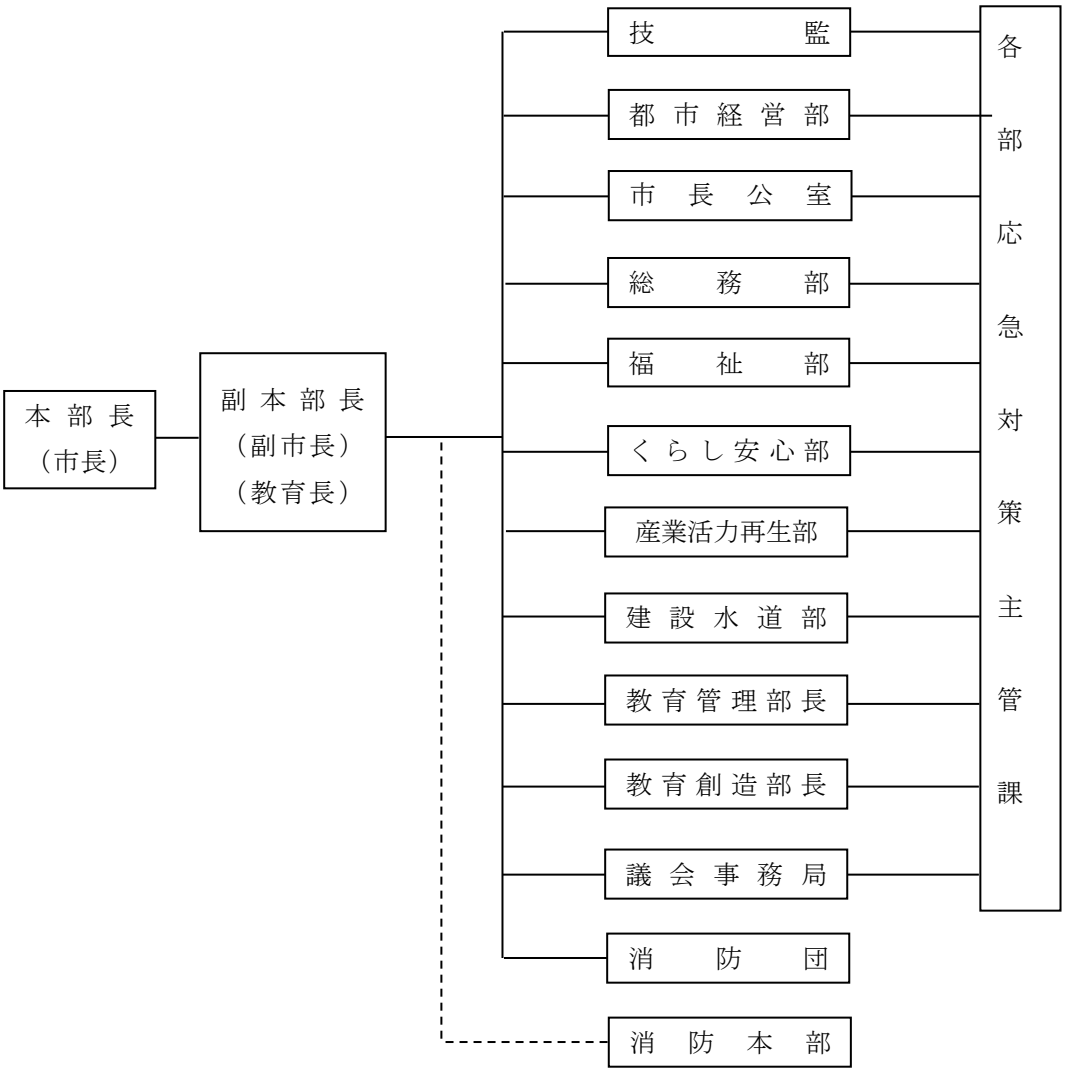

部名等	事務分掌
くらし安心部	1　本部長等との連絡調整 2　気象情報及び災害情報の収集 3　県及び関係機関との連絡 4　消防団との連絡調整 5　被害情報・重要決定事項の記録・整理
市長公室	1　報道機関との連絡及び市民への広報 2　防災行政無線、防災ネットによる情報の配信 3　ホームページによる広報
都市経営部	1　緊急資材、用品等の調達 2　公用車の確保 3　庁舎の保全
総務部	1　職員の動員・配置 2　ボランティアの受入窓口と連絡調整
福祉部	1　要援護者（要配慮者）の支援 2　福祉避難所の開設調整 3　民生委員・児童委員への連絡
産業活力再生部 建設水道部	1　警戒活動の実施と災害調査 2　応急対策活動の実施 3　上下水道施設の被害調査 4　応急対策活動の実施
教育管理部、教育創造部	1　避難所の開設準備
議会事務局	1　臨時市議会 2　議会の災害対策活動のための情報収集及び連絡
消防団	1　警戒活動の実施 2　応急対策活動の実施

第２ 災害対策本部

１ 災害対策本部の設置基準

西脇市内に災害が発生し、又は二次災害が発生するおそれがある場合であって、次に掲げる場合には、市長は災害対策本部を設置し、緊急に必要な防災対策の推進を図る。

(1) 市域に震度５弱以上の地震が発生したとき。（自動設置）

(2) 市域に震度４以下の地震を観測し、被害の状況を勘案し総合的な応急対策を必要とするとき。

(3) その他二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災対策の推進を図る必要があるとき。

２ 災害対策本部の組織

(1) 本部長は市長とする。

(2) 副本部長は副市長及び教育長とする。

(3) 本部長が不在の場合は、副本部長が本部長の職務を行う。この場合、副市長、教育長の順序でその職務を行う。

(4) 本部員は技監、市長公室長、都市経営部長、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育管理部長、教育創造部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。

(5) 本部員が不在の場合は、本部員があらかじめ指定する職員がその職務を行う。

(6) 本部員は直ちに参集し「災害対策本部長」の指示を受ける。

(7) 事務局は、くらし安心部とする。

３ 災害対策本部の設置場所

市役所３階「大会議室」とする。

４ 本部連絡員

各部長は、各部に本部連絡員を置く。（必要に応じ複数名配置）

本部連絡員は、災害対策本部からの連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡する。

５ 災害対策本部の廃止

本部は、災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき又は地域的に被害の発生するおそれが解消したときに、廃止する。

６ 災害対策本部設置及び廃止時の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、防災関係機関、市議会、関係市町及び報道機関等に通知する。

第３ 現地本部

市域において局地的に相当規模の被害が生じた場合、必要に応じ現地本部を設置する。

１ 設置基準

災害対策のため特定地域に限定した対策を講じる必要があるとき。

２ 現地本部の役割

(1) 被災地における災害対策の活動拠点
(2) 物資・資機材の供給拠点
(3) 災害対策本部との連絡調整
(4) 現地との連絡調整

３ 設置場所

現地本部は、被災地に近い公共施設、地区公民館等ある程度スペースが確保できる場所とする。

４ 組織

現地本部には、課長級以上の職員を責任者に複数名職員を派遣する。

５ 廃止基準

現地の災害応急対策がおおむね終了したとき廃止する。

■災害対策本部組織図

災害対策本部会議

本 部 長	市　長
副本部長	副市長、教育長
本 部 員	技監、市長公室、都市経営部長、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育管理部長、教育創造部長、議会事務局長、消防団長
参　　与	北はりま消防本部消防長（代）、西脇多可行政事務組合事務局長
事 務 局	くらし安心部

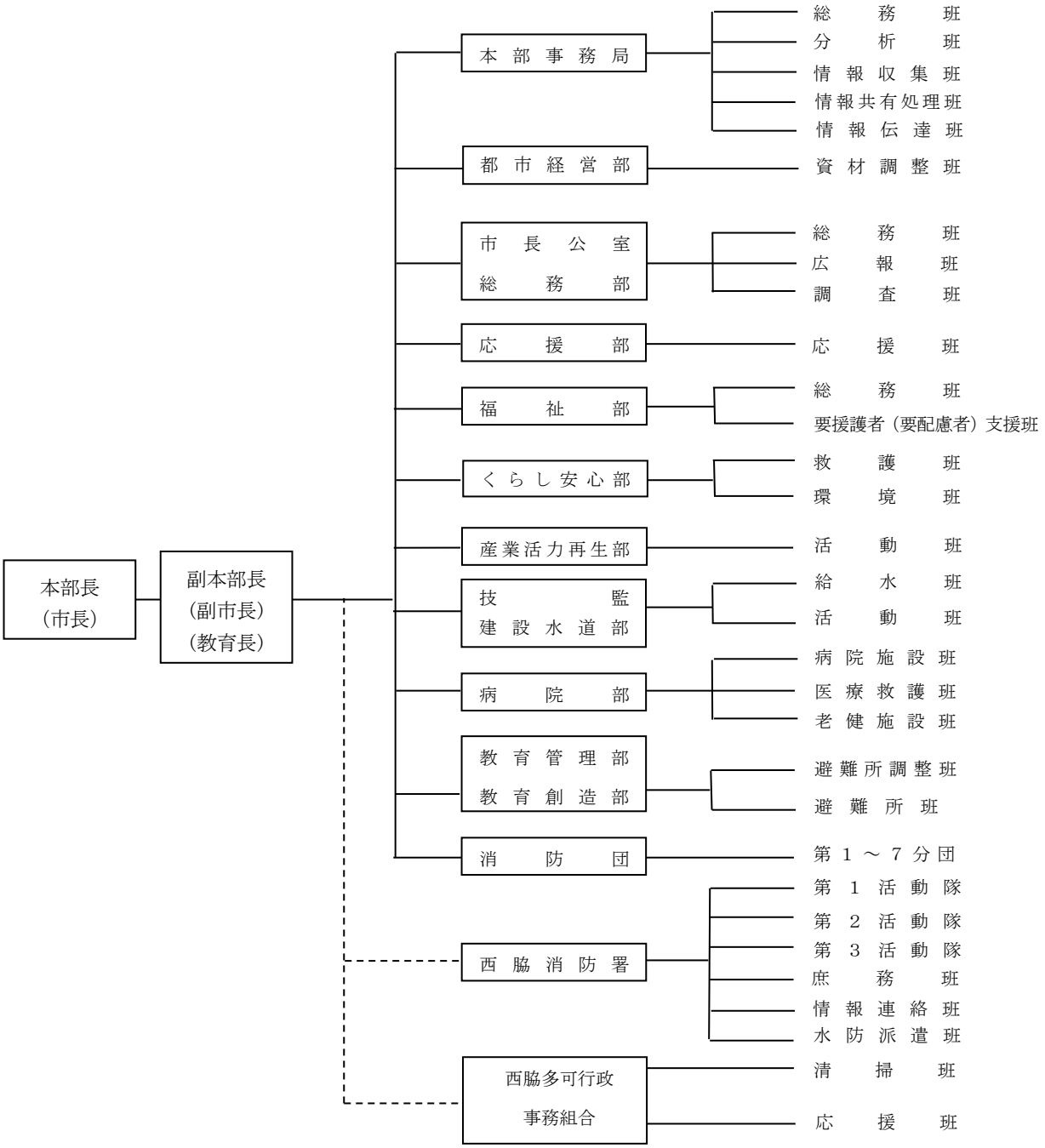

■災害対策本部の事務分掌

各　部　に　共　通　す　る　事　務　分　掌
1　部内の職員の動員、配備等
2　各部及び部内の連絡調整
3　関係機関との連絡調整
4　所管施設の防災活動、応急復旧等
5　所管する業務に関する事項
6　所管施設の被害状況調査及び取りまとめ
7　部内の応援
8　他部及び他班への応援、協力要請等
9　災害対策本部が設置されない場合でも、必要に応じて各部は次の業務を行うこと。

○事務分掌　　太ゴシック体･･･初動時の対応（事後に継続する対応も含む。）

部	班名	担当部課	事務分掌
本部	災害対策本部 （本部長）	本部員	**・災害対策本部の設置及び廃止** **・災害対策活動の総括** **・配備態勢の決定** **・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令** **・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定** **・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定** **・災害対策に関する県との調整（技監）**
	本部連絡員	各部	**・本部員と各部との連絡調整** **・各部所管の被害情報の取りまとめ**
本部事務局	総括班 （防災安全課長）	防災安全課	**・災害対策本部の庶務、総合調整** ・災害救助法の申請
	分析班 （建設水道部職員）	建設水道部 防災安全課	**・収集した情報の分析** **・河川・雨量情報の収集及び氾濫予測**
	情報収集班 （防災安全課長）	防災安全課 戸籍住民課 保険医療課 環境課	**・市民等からの電話対応・処理票の作成** **・区長等との連絡調整** **・市民等からの電話対応・処理票の作成**
	情報共有処理班 （防災安全課長）	防災安全課 戸籍住民課 健幸都市推進課	**・収集した情報に対する対応の検討** **・対応する部・班の決定・連絡** **・消防団の調整** **・県への報告・調整** **（フェニックス防災システムの入力含む。）** **・消防本部・警察・自衛隊との連絡調整** **・ライフライン関係機関との連絡調整** **（関西電力・関西電力送配電・ＮＴＴ・ガス・ＪＲ）** **・被害情報・重要決定事項の記録・整理** **・被害情報・重要決定事項の庁内周知** **・本部会議資料・広報資料の作成** **・被害報告書の作成** ・県、国及び議会等に対する要望 ・自衛隊の派遣要請 ・応援協定に基づく応援要請

部	班名	担当部課	事務分掌
	情報伝達班 （防災安全課長）	防災安全課 戸籍住民課 保険医療課 環境課	**・本部連絡員への情報伝達**
	救護班 （健幸都市推進課長）	健幸都市推進課	**・救護所の開設運営** ・医療機関との連絡 ・医薬品及び衛生材料等の調達及び配達 ・医師会の医療、助産等の応援要請
	環境整備班 （環境課長）	環境課	・感染症対策 ・廃棄物の処理 ・被災地のし尿処理及び清掃 ・遺体の収容及び埋葬 ・環境汚染の調査
資材調整部	資材調整班 （管財課長）	まちづくり課 財政課 管財課 教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課 生活文化総合センター	**・緊急機材、用品等の調達** **・公用車の確保・準備** **・市庁舎、所管施設の保全** **・本部事務局の応援** ・市有財産及び公共施設の被害調査の取りまとめ及び報告 ・関係機関との応援調整 ・災害予算の編成、執行
広報・調査部	総務班 （総務課長）	総務課	**・職員の配備状況の把握** **・職員の動員・配置** **・ボランティアの受入れ窓口との連絡調整** **・応援市町・団体の受入れ** ・公務災害の認定
	広報班 （秘書広報課長）	秘書広報課 情報推進課	**・防災行政無線の放送** **・にしわき防災ネットによるメール配信** **・ホームページによる広報** **・報道機関に対する情報提供・連絡調整** **・公共情報コモンズ対応** ・市長、副市長の災害視察、慰問 ・チラシ・広報臨時号の発行 ・一般見舞者の応接 ・礼状、感謝状等
	調査班 （税務課長）	税務課	・被害家屋調査 ・被災者台帳の作成 ・り災証明書の発行

部	班名	担当部課	事務分掌
応援部	応援班 （会計課長）	監査・公平委員会 選挙管理委員会 会計課 まちづくり課 財政課 管財課 総務課 社会福祉課 戸籍住民課 保険医療課 健幸都市推進課 教育総務課 学校教育課 青少年センター 幼保連携課 人権教育課 生涯学習課 中央公民館 図書館	**・各班の応援** **・本部長の特命事項** ・見舞金及び義援金の受領 ・給食センターによる炊き出しの応援 ・応急食糧、救急用米穀等の調達・配分・輸送 ・物資の調達・配分・輸送 ・避難所の開設・運営の応援
	応援班 （議会事務局主幹）	議会事務局	**・議会の災害対策活動のための情報収集及び連絡** **・各班の応援** ・緊急市議会 ・議会関係の視察、見舞者の応接
要援護者（要配慮者）支援部	総務班 （社会福祉課長）	社会福祉課	・日本赤十字社との連絡 ・奉仕団の受付及び配置 ・被災者支援窓口の開設運営 ・見舞金及び義援金の配分 ・災害弔慰金の支給 ・災害援護資金貸付 ・被災者支援制度の受付
	要援護者（要配慮者）支援班 （長寿福祉課長） （社会福祉課長）	社会福祉課 長寿福祉課 こども福祉課	**・要援護者（要配慮者）の支援** **・福祉避難所開設調整** **・社会福祉施設への避難計画** **・民生委員・児童委員への連絡** **・所管施設の安全確保と管理** ・所管施設の被害調査と応急復旧
活動部	給水班 （経営管理課長）	経営管理課 農林振興課 商工観光課 農業委員会	**・飲料水の供給** ・水道、下水道施設の被害及び復旧状況の取りまとめ ・復旧業者との連絡調整 ・救援隊の受入れ ・復旧工事等に伴う広報

部	班名	担当部課	事務分掌
	活動班 （農林振興課主幹） （工務課長）	農林振興課 商工観光課 農業委員会 国県事業推進室 土地利用推進室 経営管理課 用地地籍課 施設管理課 工務課 都市計画課 住宅政策課	**・水道、下水道施設の被害調査及び応急復旧** **・河川のパトロール** **・記録写真の撮影** **・危険箇所・所管施設の警戒及び障害物の除去** **・幹線排水路の警戒及び樋門、萩ヶ瀬ポンプ場・郷瀬ポンプ場・下戸田ポンプ場の管理と事前対策** **・排水路の警戒及び樋門、和田谷ポンプ場の管理と事前対策** **・交通規制** **・山腹崩壊土砂流出危険区域の情報収集** **・建設業協会との連絡調整** **・宅地造成による工事規制区域の情報収集** **・飲料水の供給** ・所管施設の被害調査及び応急復旧 ・公共土木施設の被害の取りまとめ ・被災建築物の応急危険度判定 ・住宅の応急修理 ・応急仮設住宅の整備 ・家畜等の処理 ・被害農家に対する資金の融資等 ・商工業者への復旧資金のあっせん ・復旧工事等に伴う広報
病院部	病院施設班 （病院総務課長） （経営管理課長）	病院総務課 経営管理課	**・病院施設の安全確保** ・病院施設の被害調査及び応急復旧
	医療救護班 （医事課長）	医事課 患者総合支援センター	**・救急医療・救護及び助産** **・入院患者の看護及び避難誘導** ・その他被災者の救護全般
	老健施設班 （老健事務長）	老人保健施設	**・施設の安全確保と管理** **・入所者の介護及び避難誘導** **・災害時要援護者（避難行動要支援者）の受入れ**
避難所部	避難所調整班 （教育総務課長） （学校適正推進課長）	教育総務課 学校適正推進課	**・避難所の開設運営の総括** **・避難者名簿の作成総括** ・給食センターによる炊き出し（調理委託業者への協力要請） ・教育施設の被害調査と応急復旧 ・教育管理部、教育創造部の総合調整 ・災害警戒・対策本部への報告

部	班名	担当部課	事務分掌
	避難所班 （学校適正推進課長）	各部	**・避難所の開設運営** **・施設の安全確保と管理** **・避難所の臨時電話の架設** **・児童・生徒の避難計画及び誘導指導** ・児童・生徒の被害調査及び対策 ・災害時の学校等の感染症対策 ・学用品の調達及び給与 ・児童・生徒の応急教育 ・物資集積地の開設 ・救援物資の受入れ・配分 ・文化財等の被害調査及び応急対策 ・所管事務の被害状況の把握と復旧
消防団	第１分団 第２分団 第３分団 第４分団 第５分団 第６分団 第７分団 （各分団長）		**・災害の警戒及び防御** **・被災者の救出及び救護** **・避難者の誘導** **・被害情報の収集及び伝達** **・災害現場の広報** **・その他応急対策特命**

※　班名欄の（　）は班の中で中心となる者

※　消防団員を兼務する職員の災害対策活動の取扱い

１　災害発生時の応急対策活動

幹部団員（分団長･副分団長・部長）	消防団活動優先
その他の消防団員	市職員としての活動優先

２　災害発生後の復旧活動

幹部団員（分団長･副分団長・部長）	消防団活動優先
その他の消防団員	市職員としての活動優先

３　その他

状況により、所属長の判断により、上記以外の取扱いをすることができる。

○西脇多可行政事務組合

班名	担当部課	事務分掌
応援班	資源循環課 認定審査課 ※派遣職員除く	西脇市各班の応援
清掃班	業務課	・避難所のごみ収集 ・廃棄物の撤去及び処理

○北はりま消防本部

班名	担当部課	事務分掌
警防係 通信係 情報係 庶務係	総務課 企画財政課 予防課 警防課 救急課 情報管理課	**・消防職員の召集及び配備** **・気象情報の受理伝達** **・災害の広報活動** **・災害の情報収集伝達** **・消防相互応援協定** **・総括班との連絡調整** **・その他応急対策** ・消防職員の公務災害
第１活動隊 第２活動隊 第３活動隊 庶務班 情報連絡班 水防派遣班	西脇消防署 北出張所	**・災害の警戒及び防御** **・被災者の救出、救護及び搬送** **・避難者の誘導** **・被害情報の収集及び伝達** **・災害現場の広報活動** **・被害の原因調査** **・その他応急対策特命事項**

●復旧・復興時、次の業務については、上記の事務分掌にかかわらず全庁的に応援体制をとる。

業務	体制
家屋被害認定調査	家屋被害認定士資格を有する職員、固定資産税家屋担当経験者を中心に班編成を行う。班数は災害規模による。（参考･･･平成 16（2004）年台風第 23 号災害時は神戸市職員含め 10 班編成）
消毒作業	各部より応援職員を選出し班編成を行う。班数は災害規模による。（参考･･･平成 16（2004）年台風 23 号災害時は最大 12 班編成）
災害廃棄物処理総合調整	関係課・関係機関(防災安全課、環境課、総務課、施設管理課、工務課、みどり園、消防団等)で協議・調整を行う。基本は日々の業務終了後、本部会議で状況報告し、今後の方針等を決定する。細かい調整は関係課長等により行う。
現地本部	１現地本部に課長級以上の職員を責任者に複数名配置する。（２～３名が目安）現地本部の数、現地本部の職員数は災害規模による。
災害廃棄物仮置場	災害廃棄物仮置場の交通整理・分別指示のため各仮置場に職員を２～６名配置する。
災害廃棄物収集・清掃作業（ボランティア）	全職員の内、可能な限りの職員を動員し、ボランティアとともに災害廃棄物収集・清掃作業に従事する。動員人数は災害規模による。（例市職員１名とボランティア４名で班を編成し、災害廃棄物搬出・収集・清掃作業等を行う。車両がある場合は、２～３名で班編成する。）
被災者相談窓口	社会福祉課が中心となって被災者支援制度の受付業務を行う。 受付業務は人員を必要とするため社会福祉課職員とは別に各部から専任職員を選出する。選出された専任職員は社会福祉課職員から被災者支援制度の研修を受け、窓口業務に従事する。専任職員の通常業務は各部においてカバーする。窓口担当職員が日替わりになるようなことは避ける。

資料

１－３ 西脇市災害対策本部条例

第２節 配備、動員

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	

第１ 非常配備態勢

１ 態勢区分

市長は、災害の規模、種類、被害の発生の予想される時間等を検討し、必要な防災態勢をとるため、各部長に対し、次の区分により配備態勢を発令する。

態勢区分	配備時期	態勢の内容
第１号 配備態勢	(1) 震度４の地震が発生したとき。（自動配備） (2) 市域周辺で継続して地震が多発し、市民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため必要があると認められるとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表され、総合的な応急対策が必要であるとき。 (4) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢 ［その他、自宅待機］
第２号 配備態勢	(1) 震度５弱又は５強の地震が発生したとき。（自動配備） (2) 市域に震度４以下の地震を観測し、被害の状況を勘案し総合的な応急対策を必要とするとき。 (3) その他二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。	各部あらかじめ定められた職員を配備し、事態の推移によっては、中規模な活動ができる態勢 ［その他、自宅待機］
第３号 配備態勢	(1) 震度６弱以上の地震が発生したとき。（自動配備） (2) 市域に震度５強以下の地震を観測し、被害の状況を勘案し総合的な応急対策を必要とするとき。 (3) その他二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。	全職員

※ 上記のほか、市長が必要と認めるときは、各配備態勢をとる。また、市長の配備指示がないときでも、各部において動員を必要とするときは、各部長の判断により必要な配備態勢をとる。

【解説】

※１ 配備内容はあらかじめ各部・課ごとに人員を指定し、指定された者が各配備態勢

における配備に当たることを基本とする。ただし、指定されたものがやむを得ない理由により配備につけない場合は、代わりの者が配備につき、各部・課で指定された人数は確保するよう努める。参集要員については、居住地に配慮する。

※２　各配備態勢における対応は、原則としてはあらかじめ指定された配備内容により行うが、状況により各部・課の人員だけ増員するなど柔軟に対応する。

２　災害対策（警戒）本部と配備態勢との関係

災害対策（警戒）本部と配備態勢との関係は、次のとおりである。

態勢名	災害対策（警戒）本部
第１号配備態勢	災害警戒本部設置
第２号配備態勢	災害対策本部設置
第３号配備態勢	災害対策本部設置

【解説】

※１　第１号配備態勢のときは、原則として災害警戒本部を設置する。

※２　第２・３号配備態勢のときは、原則として災害対策本部を設置する。

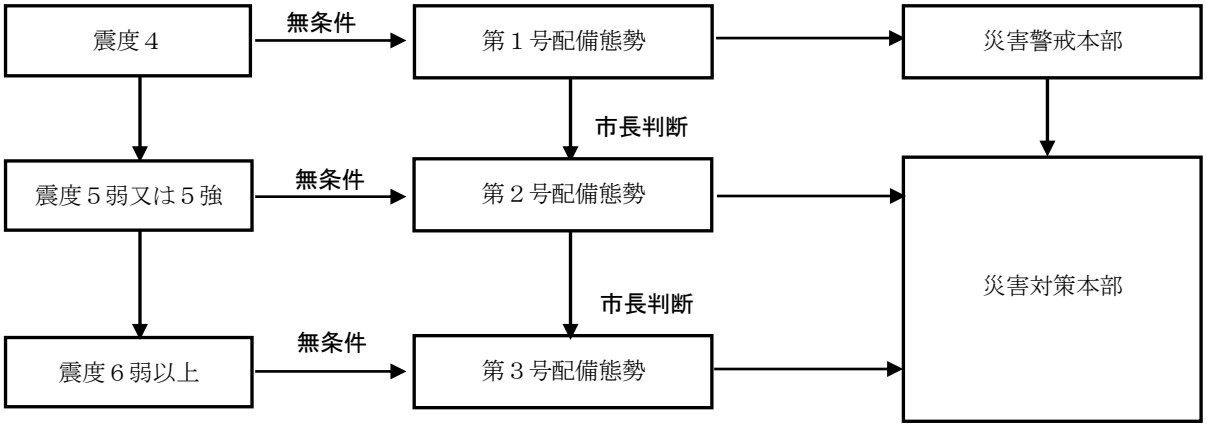

３　配備指示

配備態勢は、本部長が各部長に対して防災態勢をとる必要のある事態に至ったことを通知するとともに､防災活動の準備ないしは実施の万全を期するための包括的な指示である。したがって、市（各部）等の所管事項に関し、特に細部にわたる本部長の指示命令がない限り、各部長においてこれを判断する。

４　非常配備態勢下の活動

(1) 第１号配備態勢下の活動

① 各部長は、職員に対する態勢の指示をする。また、市（各部）であらかじめ定められた職員により警戒パトロール及び情報収集を行い、被害状況等を調査する。

② 装備、物資、資機材、機械等を点検し、必要に応じて危険箇所にあらかじめ配置する。

(2) 第２号・第３号配備態勢下の活動

① 本部長は、災害対策本部会議を招集する。本部会議は特別の指示がない限り、市役所大会議室で開催する。

② 各部長は、関係機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、避難立ち退きその他の緊急措置について本部長に報告し、必要な進言を行う。

③ 各部長は、本部長の指示により事務分掌に基づき部員の指揮に当たり、災害対策活動に全力を集中する。

④ 初動時、各部長は、被害状況の把握及び迅速で的確な指示のため、特別の事情がない限り、本部に常駐する。また、迅速な対応を図るため市（各部）ごとに本部連絡員（必要に応じ複数名）を配置するほか、必要に応じ市（各部）における部長代理者を指名し、部内の統率が取れるようにする。

第２ 動員

１　伝達体制

非常配備態勢を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。

(1) 勤務時間内

① 防災安全課長は、各部長に連絡するとともに、全職員へは庁内放送、グループウェア、職員参集メールにより連絡する。

② 各部長は、所属職員及び所管する出先機関等へ口頭、電話等により連絡する。

(2) 勤務時間外

① 原則として、職員自らがテレビ、ラジオ等による震度を把握し、所定の場所に参集する。

② 市役所の当直者は、勤務時間外、休日等において、県、北はりま消防本部等から非常配備に該当する緊急情報を受領したときは、直ちに防災安全課長に電話等で報告する。

③ 防災安全課長は、当直者から連絡を受けたとき、又は参集に該当する情報を覚知したときは、直ちに参集するとともに、防災安全課職員に連絡する。

④　防災安全課職員は、防災安全課長の連絡を受けたとき、又は自らの参集基準に該当する情報を覚知したときは、直ちに市役所に参集する。

⑤　防災安全課長は得た情報の程度により、市長及び副市長に連絡し、非常配備態勢を決定する。

⑥　防災安全課長は、市長の指令を各部長へ連絡するとともに、全職員へは職員参集メールにより連絡し、動員を行い初動態勢を整える。

⑦　各部長は、あらかじめ定められた連絡網により、参集すべき職員に連絡を行う。

⑧　職員は、テレビ、ラジオ、にしわき防災ネット等による緊急情報に注意するとともに、所属長と連絡をとって進んでその指揮下に入るように努める。

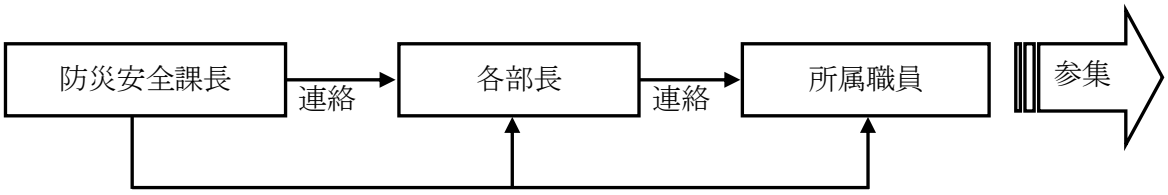

職員参集メール

２　参集・報告

(1) 職員は、所属長から参集の連絡を受けたとき、又は災害の状況が自らの参集基準に該当することを覚知したときは、直ちに配備行動を開始する。

(2) 職員は、参集途上で見聞した状況等を所属長に報告する。その際、デジタルカメラ、カメラ付携帯電話等を活用し、画像情報を報告するよう努める。

(3) 所属長は、職員から報告を受けた被害状況を本部連絡員を通じ、又は直接所属部長（本部員）へ報告する。本部が設置されていないときは、直接本部事務局に報告する。

(4) 各部長は、部内で得た被害情報等を必要に応じ本部会議に報告するとともに、本部事務局に報告する。

(5) 職員は、万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、下記により災害対策活動に従事する。

①　電話等により所属長の指示を受ける。

②　上記①が不可能な場合は、最寄りの市の施設又は市の指定する避難所等に参集し、災害対策活動に従事する。

(6) 職員は、自らの被災や急を要する人命救助活動等により参集できないとき、又は到着まで相当の時間を要するときは、速やかにその旨を所属長に連絡する。

(7) 消防団員を兼務する職員の配備

①　分団長・部長の幹部団員は、原則として消防団活動を優先するため、参集に当たっては消防団長の指示に従う。

②　その他の団員は、原則として市職員としての活動を優先するため、参集に当たっては所属長の指示に従うが、指示があるまでは消防団長の指示に従う。

③　ただし、状況により上記によることが困難なとき、又は上記によることが災害対策活動に支障を来たすときは、所属長の判断により、上記以外の取扱いをすることができる。

(8) 市の臨時・嘱託職員の配備

市の臨時・嘱託職員の配備については、各部長の判断による。

３　応援職員の要請・動員

(1) 市（各部）への応援要請

① 各部長は、部内の職員が不足し、他部の職員の応援を必要とするときは、総務部長を通じ、広報総務班（総務課）に動員を要請する。

② 広報総務班（総務課）は、上記の要請があったときは、関係部長、班長と協議の上、職員を動員する。

③ 広報総務班（総務課）は、相談窓口や被害家屋調査など専門性を要する業務について職員を動員するときは、専任職員を配置するよう努める。

(2) 応援要請

広報総務班（総務課）は、上記の要請に対し、市職員をもって動員が不足する場合は、総括班（防災安全課）を通じ、他市町等へ応援を要請する。

第３節 情報の収集・伝達及び報告

担当	市	本部事務局その他各部
	関係機関	北はりま消防本部、神戸地方気象台、加東土木事務所、西脇警察署
	関係団体	消防団

第１ 通信の確保

１ 通信機能の確保

市（各部）及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

	主な手段	主な通信区間
通信系	一般加入電話・ＦＡＸ	本部（各部）～市民・避難所等 本部（各部）～防災関係機関等 本部（各部）～現場職員等
	災害対応総合情報ネットワークシステム	本部（本部事務局）～県～他市町～防災関係機関等
	兵庫衛星通信ネットワーク（電話・ＦＡＸ）	本部（本部事務局）～県～他市町～防災関係機関等
	防災行政無線（統制台・移動局 23 基）	本部（本部事務局）統制台～移動局 本部（本部事務局、活動班本部）用移動局～移動局
	消防無線	消防本部～消防団～本部（本部事務局）
	携帯電話	本部（各部）～現場職員等
	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部
	鉄道専用電話	西脇市駅～ＪＲ各駅
	火災専用電話	消防本部～市民等
同報系	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）	本部（市長公室）→市民・避難所等 消防本部→市民・避難所等
	にしわき防災ネット	本部（市長公室）→職員・市民等
	ホームページ	本部（市長公室）→市民・防災関係機関等
	広報車の巡回	本部（市長公室）・防災関係機関→市民等
	同報ＦＡＸ	本部（市長公室）→放送事業者
	庁内放送	本部（本部事務局）→職員等
	グループウェア	本部（本部事務局）→職員等
	放送事業者が行う放送	本部（市長公室）→放送事業者・県→市民等

２ 代替通信機能の確保

市（本部事務局）は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

応急対策に著しい支障が生じる場合には、災害時優先電話を利用し、非常・緊急通信手段を確保する。

(2) アマチュア無線の協力要請

有線通信途絶時の関係機関との情報連絡を迅速に行うためアマチュア無線局（西脇ハムクラブ）に協力を依頼し、通信連絡網の確立を図る。

(3) 拠点施設の連絡体制の確保

有線通信の途絶時は、市役所、消防署、西脇病院、災害現場、避難所等の拠点に消防車、無線機等の移動局を配置し、拠点の連絡体制を確保する。

(4) 防災関係機関の通信設備の優先利用

県が市、関係機関等に対し行う災害に関する予報又は警報の通知、又は市が関係機関等に行う災害に関する予報又は警報の伝達が、緊急を要する場合であって、その通信のため特別の必要があるときは、県及び市は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、警察専用電話、鉄道専用電話等を使用し、又は放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

資料

３－１ 防災関係機関の連絡先一覧

３－３ 防災行政無線施設一覧

第２ 地震情報等の情報収集・伝達

１ 地震情報等の収集・伝達

(1) 地震情報の発表

神戸地方気象台は、次の震度情報を発表する。

なお、西脇市の地域名称は「兵庫県南東部」である。

■地震情報の種類と内容

情報の種類	内　　容
緊急地震速報	震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上又は長周期地震動階級４を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。
震度速報	地震発生約１分後、震度３以上の全国約 188 に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表

震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度１以上を観測した地震の回数を発表
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合について、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表

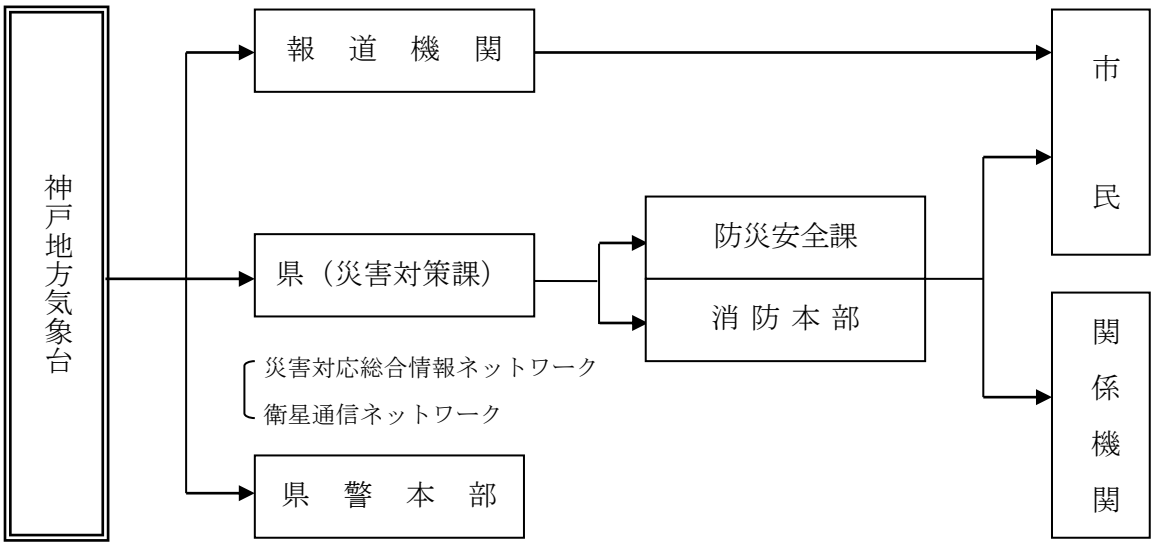

(2) 地震情報の伝達

市（本部事務局）及び防災関係機関は、地震を覚知した場合、テレビ、ラジオ、フェニックス防災端末で情報を確認し、必要に応じ、広報車、防災行政無線、にしわき防災ネット等により市民、職員等に伝達する。

第３ 被害情報の収集・共有

１ 災害対策本部の情報収集

(1) 被害情報の収集

市（本部事務局）は、市民、自治会、自主防災会、消防団、消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。

(2) 収集すべき主要情報

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

① 人的被害状況
② 家屋被害状況
③ 火災状況
④ 道路状況（道路陥没・亀裂、がけ崩れによる道路障害、落橋等）
⑤ 交通機関の運行状況
⑥ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
⑦ ライフライン（電気・ガス・水道・通信等）の状況
⑧ 公的施設の被害状況
⑨ その他災害に関する各種の情報、資料等

(3) 市（各部）の災害対策本部への報告

① 発生報告

市（各部）は、災害発生の日時、場所、災害の原因、人的被害、住家の被害状況、応急対策措置等の概況を所定の様式により、本部員（所属部長）を通じ本部事務局に報告する。その際、本部員（所属部長）は、必要に応じ本部会議に報告する。

② 中間報告

市（各部）は、被害状況が判明するにしたがって①の要領で報告する。

③ 確定報告

市（各部）は、被害状況が正確なものと確定したときは、①の要領で報告する。

④ 上記の発生、中間、確定の報告に基づき、本部事務局は市内の被害状況及び応急対策実施状況を取りまとめ、本部会議へ報告する。

２ 情報共有

(1) 職員間の情報共有

市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、庁内放送、グループウェア等を活用し、庁内職員の情報共有を図る。

(2) 市と関係機関の情報共有

市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、県、警察署、防災関係機関に報告する。県、警察署、防災関係機関は、所管事項の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、市へ報告する。

３ 点検・巡視等

地震発生直後は、市（各部）、消防団、防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況

を点検・巡視する。

市（本部事務局）は、市（各部）、消防団と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にパトロール班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。

点検・巡視結果に異常あるときは、速やかに市（本部事務局）に報告する。なお、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等）は、デジタルカメラ、カメラ付携帯電話等を活用して映像情報での報告に努める。

４　異常現象発見時の措置

二次災害が発生するおそれのある異常現象（土砂崩れ、落石、斜面の亀裂等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市（本部事務局）又は警察官に通報する。

(2) 警察官等の通報

通報を受けた警察官等は、直ちに市（本部事務局）及び関係機関に通報する。

(3) 市長の通報

(1)、(2)により通報を受けた市（本部事務局）は、直ちに神戸地方気象台及び県民局等に通報するとともに、市民に対し周知徹底を図る。

■災害対策本部情報系統

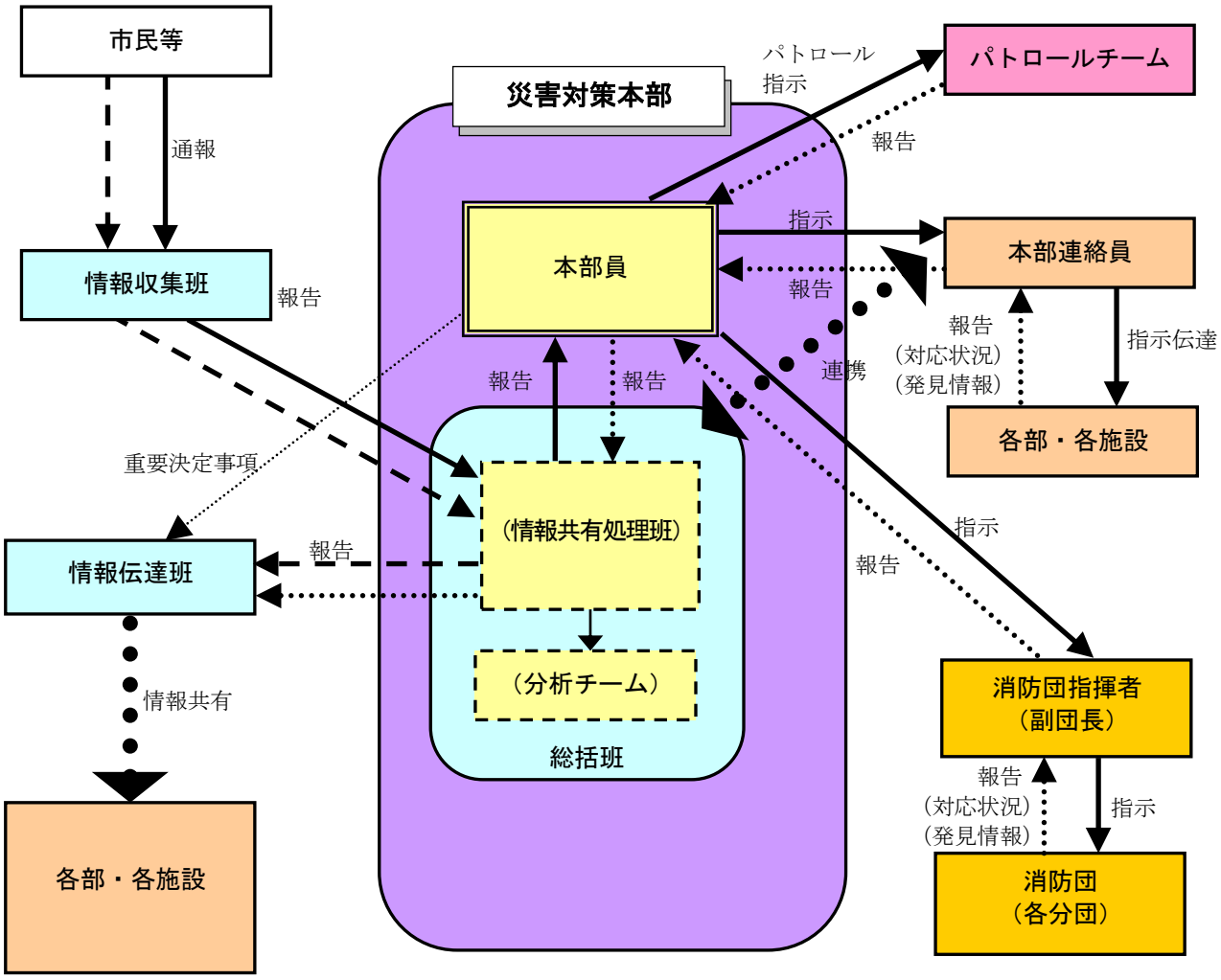
市民等
通報
情報収集班
報告
災害対策本部
本部員
パトロール
指示
パトロールチーム
報告
指示
本部連絡員
報告
報告
（対応状況）
（発見情報）
指示伝達
各部・各施設
報告
報告
連携
重要決定事項
（情報共有処理班）
情報伝達班
報告
報告
指示
（分析チーム）
総括班
情報共有
各部・各施設
消防団指揮者
（副団長）
報告
（対応状況）
（発見情報）
指示
消防団
（各分団）

第４ 県等への被害情報の報告

１ 報告基準

市（本部事務局）は、次の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

(1) 災害対策本部を設置した災害
(2) 災害救助法の適用基準に合致する災害
(3) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
(4) 災害の状況及び社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害(市域で、震度４以上を記録した地震又は被害を生じた地震)
(5) (1)、(2)に定める災害になるおそれのある災害

２ 報告系統

市（本部事務局）は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にあっても、市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

３ 災害情報の伝達手段

市（本部事務局）は、次の措置を講じる。

(1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
(2) あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
(3) 災害情報の報告をする場合、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファックスなどを活用する。
(4) 有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。なお、必要に応じ他機関に協力を求め、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。
(5) 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くし伝達ができるよう努める。

４ 報告内容

(1) 緊急報告

① 市（本部事務局）は、フェニックス防災端末（事務所被害報告の機能を活用）、衛星電話やファックス等最も迅速な方法を用い、事務所の周辺の状況を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えない。

② 市（本部事務局）は、地震が発生し、市域内で震度５強以上を記録した場合、第一報を県だけでなく消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。また、消防本部は、消防組織法第 40 条に基づき、消防関係報告、火

災･災害等に関する即報(火災･災害即報要領参照)の報告を行う。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で行う。

③ ライフライン関係機関は、供給等に支障を来した場合、下記の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報する。

ア 電話回線の障害状況

イ 交通機関の運行状況及び施設の被災状況（ＪＲ・バス等）

ウ 電力の供給状況

エ ガスの供給状況

オ 水道の供給状況

(2) 災害概況即報

市（本部事務局）は、被害状況に関する情報を収集し、フェニックス防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で〔災害概況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

(3) 被害状況即報

市（本部事務局）は、被害状況に関する情報を収集し、フェニックス防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

(4) 災害確定報告

市（本部事務局）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

(5) その他

以上のほか、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）による即報基準に該当する場合は県へ、直接即報基準に該当する場合は、県及び国（消防庁）へ、災害の覚知後 30 分以内で可能な限り早く分かる範囲で第一報を報告する。

第５ 被害調査

１ 所管施設等の調査

災害の危険が解消した段階で、市（各部）は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を市（本部事務局）に報告する。

２ 被害家屋の調査

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

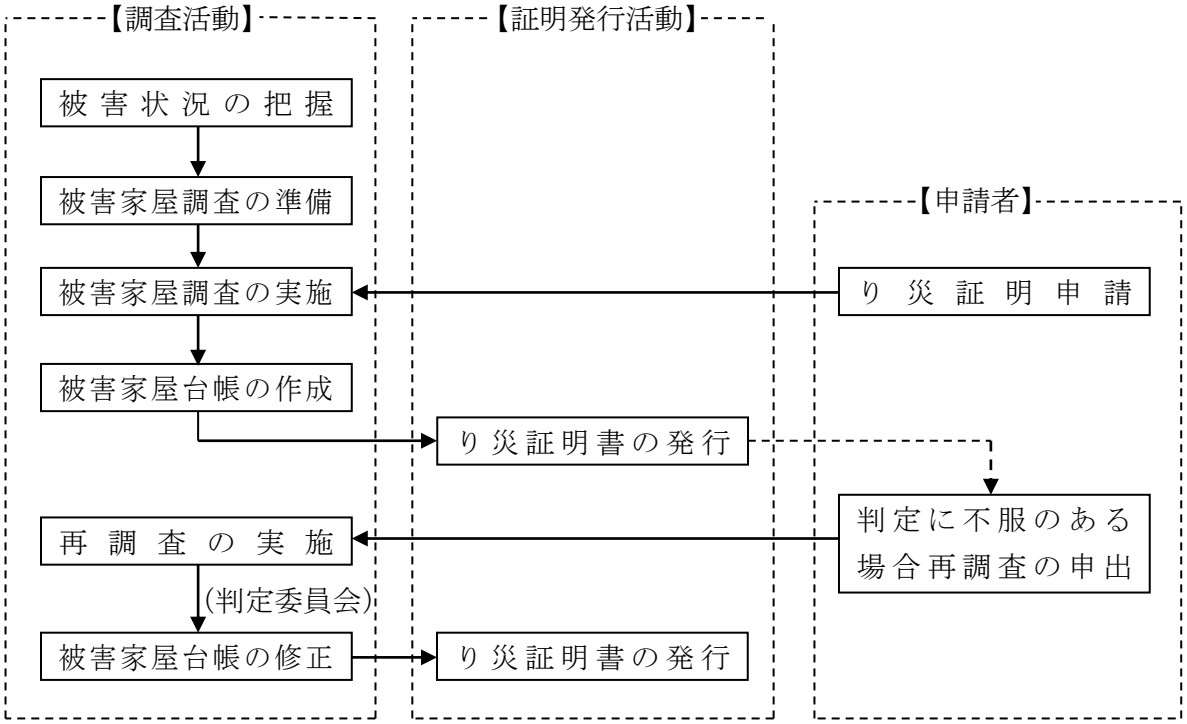

(1) 被害家屋調査の準備

市（総務部）は、被害状況の速報を基に次の準備を行う。

① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に２人１組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

② 二次調査

一次調査により半壊以上の被害と認められる場合は、二次調査を実施する。

(3) 被災台帳の作成

調査票を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、被災台帳を作成する。

(4) り災証明書の発行

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、被災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を発行する。

① 家屋の場合

市長は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害により被害を受けた家屋につ

いて、次の事項の証明を行う。なお、火災に係るものについては、消防署長が証明する。

ア　全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊
イ　火災による全焼、半焼、水損

②　家屋以外の場合

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の対象とならない物品等の被害認定を求められたときは、申請者に対し地元区長等の確認印を求め、その内容に応じて被害状況証明書を発行する。

また、り災証明書の発行を必要としない家屋の軽微な被害についても、被害状況証明書で対応する。

(5) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて被災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

(6) り災証明に関する広報

市（市長公室、総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

３　被害車両の調査

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、車両の被害認定を求められたときは、申請者に対し被災自動車の移動に関与した者の確認印を求め、その内容に応じてり災証明書を発行する。

第６ 支援要請

市（各部）及び防災関係機関は、大規模な被害により単独での応急対応が困難な場合、次の系統で県に支援を要請する。

■県への要請事項・担当・要請先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣要請	本部事務局	県本部事務局
各種支援要請		
隣接市町での避難所の開設		県地方本部事務局
陸上鉄道輸送の要請		
航空輸送の要請		

要請事項	要請元	要請先
陸上自動車輸送のあっせん	建設水道部	県地方本部事務局
物資のあっせん		
物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	
食料の調達・あっせん	市長公室	
放送要請		
緊急警報放送要請		
報道要請		
専門家の派遣	各部	
ヘリの出動	本部事務局	
災害救援専門ボランティアの派遣	各部	
警察官の協力要請	本部事務局	警察署
非常災害用木材の調達・あっせん	建設水道部	県民局農林振興事務所
生活必需物資の流通確保		県民局県民室
建設資機材等のあっせん		県本部事務局
救助用建設資機材		
消防・救急応援	消防本部	
感染症対策薬剤等の提供	くらし安心部	県民局健康福祉事務所
保健師・栄養士等保健関係者の派遣		
医療関係者の派遣		県地域医療情報センター
血液の安定供給	くらし安心部	県薬務課
	各医療機関	赤十字血液センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	消防本部→県事務局
患者受入医療機関のあっせん		県地域医療情報センター
ライフラインの優先復旧（医療機関関係）		
医療用水の確保		
医薬品の供給		市（くらし安心部）→県薬務課
がれき処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策	くらし安心部	県民局県民室
遺体処置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス・棺等の確保、あっせん、遺体の搬送）		県民局健康福祉事務所
風呂対策支援		
愛玩動物の保護・収容		動物愛護センター
応急危険度判定士の派遣	建設水道部	県建築指導課
応急仮設住宅の建設支援、公営住宅の一時入居		県民局土木事務所
飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	建設水道部	ブロック代表市→県水道課

資料

３-２ 被害状況判定基準

第４節 防災関係機関等との連携

担当	市	本部事務局
	関係機関	県、自衛隊、西脇警察署
	関係団体	

第１ 自衛隊への派遣要請

１ 災害派遣要請の方法

(1) 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、北播磨県民局長（県災害対策地方本部長）、警察署長と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。ただし、通信途絶等により、知事に対して自衛隊の派遣要求ができない場合は、市長はその旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

① 災害の状況及び派遣を要請する理由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ その他参考となるべき事項

・要請責任者の職氏名

・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

・派遣地への最適経路

・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、上記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣要請系統図

（知事に要請できない場合直接通知）

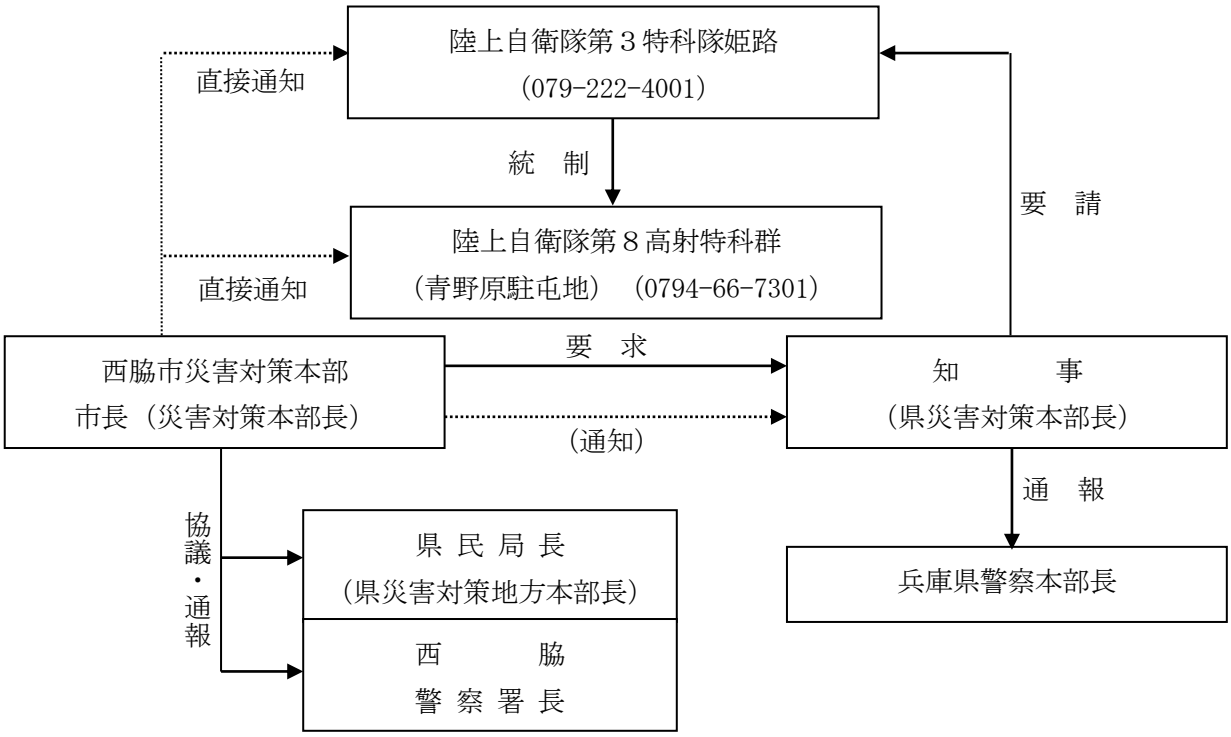

２　要請先等

（1）要請先等

区分	宛先	所在地
陸上自衛隊姫路駐屯地	第３特科隊長	姫路市峰南町１番 70 号
陸上自衛隊青野原駐屯地	第８高射特科群第３３９高射中隊長	小野市桜台１

（2）連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911・9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災係）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911・9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911・9912
自衛隊	第３特科隊 （姫路駐屯地） （第３科）	(079)222-4001 内線 238・650 FAX（079)222-4001 内線 239	(079)222-4001 内線 302（当直司令） FAX（079)222-4001 内線 239
	第８高射特科群 （青野原駐屯地） （第３科）	(0794)66-7301 内線 236 FAX（0794)66-7301 内線 430	(0794)66-7301 内線 302（当直司令） FAX（0794)66-7301 内線 430

（注）緊急文書をファックスで送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期すること。

（注）青野原駐屯地へファックス送信する場合は、事前に電話で430番へファックス送信の旨を伝えた後、送信すること。

３　自主派遣基準

災害が突発的で、救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

（自主派遣の判断基準）

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(3) その他災害に際し、上記(1)及び(2)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

４　受入準備

市（本部事務局）は、自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

(1) 現場責任者の配置

作業実施期間中は現場責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し作業の推進を図る。

(2) 資機材の調達

派遣部隊の作業に必要な資機材については、できる限り市で準備し、速やかな活動が開始できるように留意する。

(3) 派遣部隊の設営地

派遣部隊の宿泊施設又は設営適地は次のとおり

自衛隊本部	西脇東中学校特別教室
自衛隊宿舎	西脇東中学校体育館
自衛隊車両基地	西脇東中学校
自衛隊ヘリポート	西脇東中学校グラウンド

５　活動内容

自衛隊は、人命又は財産の保護のため、次の活動を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防、護岸等の保全のため、土のう作成、運搬、積込み等

(5) 消防活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(6) 道路又は水路の応急措置

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の応急措置

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 給食、給水及び入浴支援

給食、給水及び入浴支援

※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

６　撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、市長は、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

７　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費については、原則として県が負担することとされている。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料その他付帯する経費

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費、電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

第２ 関係機関との連携

１　関係機関への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請を行う。（災害対策基本法第68条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町村又は特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。（災害対策基本法第30条第１項及び第２項）

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第２項）

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定」又は「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき応援要請を行う。

また、その他の市町村長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第 67 条）

(4) 応援の受入れ

市（本部事務局）は、市（各部）からの応援要請に基づき応援隊等を受け入れる。市（各部）は、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、応援先の災害状況等の情報を提供する。

なお、応援要請により派遣された者は、西脇市長（災害対策本部長）の指揮の下に行動し、受入れ役割配分は所管課とする。

２　消防の応援要請

(1) 広域消防相互応援協定に基づく応援

市長又は消防長は、災害の規模等により応援を要請する他の市町村等に次の事項を連絡する。

① 災害の発生場所及び概要

② 必要とする車両、人員及び資機材・集結場所及び活動内容

③ その他必要事項

(2) 関係機関との連携

消防本部及び警察署は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。（消防組織法第42条）

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、市及び消防相互応援（消防組織法第39条）による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置（消防組織法第44条）がとられるよう知事に要請する。

資料

３－１ 防災関係機関の連絡先一覧

４－１ 災害時相互応援の協定先一覧

４－２ 協定書

４－３ 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式

４-４ 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式

第５節 災害救助法の適用

担当	市	本部事務局その他各部
	関係機関	県
	関係団体	

１ 適用基準

(1) 適用基準

西脇市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。

① 災害が発生した段階の適用（法第２条第１項）

ア 市内で住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

イ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第１条第１項第２号）

ウ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情（※１）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第１条第１項第３号）

※１ 厚生労働省令で定める特別な事情

災害を受けた者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害を受けた者の救出について特殊の技術を必要とする場合

エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準（※２）に該当する場合（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

※２ 厚生労働省令で定める基準（次のいずれかに該当すること。）

(ｱ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(ｲ) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

② 災害が発生するおそれ段階の適用（法第２条第２項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

(2) 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

全壊、全焼、流失	１世帯
半壊、半焼	１／２世帯
床上浸水、土砂堆積	１／３世帯

全壊、全焼 流失	延べ床面積70％以上の損壊 主要構造部の経済的被害額50％以上
半壊、半焼	１　延べ床面積の20％以上70％未満の損壊 ２　主要構造部の経済的被害額20％以上50％未満（主要構造部とは壁、柱、はり、屋根、階段をいう。）
大規模半壊	１　延べ床面積の50％以上70％未満の損壊 ２　主要構造部の経済的被害額40％以上50％未満
中規模半壊	１　延べ床面積の30％以上50％未満の損壊 ２　主要構造部の経済的被害額30％以上40％未満
準半壊に至らない（一部損壊）	１　延べ床面積の10％未満の損壊 ２　主要構造部の経済的被害額10％未満
準半壊	１　延べ床面積の10％以上20％未満の損壊 ２　主要構造部の経済的被害額10％以上20％未満
床上浸水	１　浸水水位が床板以上に達したもの ２　土砂堆積等により一時的に居住不能のもの
床下浸水	浸水水位が床板に達しないもの

(3) 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。

（事務処理手順）

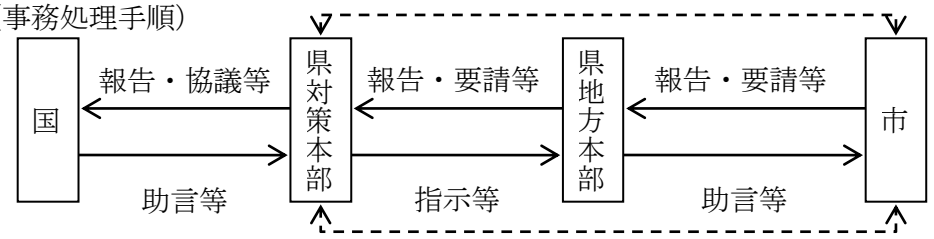

（注）破線は、緊急の場合及び補助ルート

２　救助の実施

(1) 実施項目

災害が大規模になり、災害救助法が適用された場合で、知事の権限に属する災害救助法による救助の実施に関する事務を行うよう市長に通知があった場合は、市長が行う。

この場合、市（各部）は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の供与	７日以内
応急仮設住宅の供与	着工から 20 日以内
炊き出しその他による食品の給与	７日以内
飲料水の供給	７日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から７日以内
災害にかかった者の救出	３日以内
災害にかかった住宅の応急修理	１か月以内
学用品の給与	教科書等　１か月以内 文房具等　15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

※災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市及び救助活動の実施機関に協力する。

(3) 救助の実施基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を県知事に要請する。この場合、期間延長については基準に示された期間内に要請する。

また、基準による救助の適切な実施が困難な場合は、知事が厚生労働大臣の同意を得てこれらを定めることができる。

資料

11-１ 災害救助法による救助の基準

11-２ 災害救助事務フローチャート

第３章 円滑な災害応急活動の展開

第１節 水防活動

担当	市	本部事務局、建設水道部、産業活力再生部
	関係機関	県、多可事業所、北はりま消防本部、西脇警察署、自衛隊
	関係団体	消防団

市長は、地震発生後に西脇市に暴風、大雨、洪水警報が発令され、洪水により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、水防本部を設置し、緊急に必要な水防対策の推進を図る。

詳細は、「西脇市水防計画」による。

資料

１－４ 西脇市水防に関する条例

１－５ 西脇市水防協議会条例

１－６ 西脇市水防協議会委員名簿

第２節 救助・救急・医療対策

第１ 人命救出活動

担当	市	本部事務局、建設水道部、産業活力再生部
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署、自衛隊
	関係団体	消防団、自治会、自主防災会、建設業協会、市民、事業所

１ 市・消防本部の行う救助

(1) 消防の救助活動

消防本部は、人命救助活動を行う。

(2) 県への要請

市（本部事務局）は、救出活動が困難な場合、可能な限り次の事項を明らかにして、県に救出活動の実施を要請する。

① 応援を必要とする理由

② 応援を必要とする人員、資機材等

③ 応援を必要とする場所

④ 応援を必要とする期間

⑤ その他必要な事項

(3) 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。

① 行方不明者情報の収集

市（本部事務局）は、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し連携する。

② 捜索活動

救出活動のため編成された救出班は、行方不明者リストに基づき、消防団、警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索及び遺体の収容活動に当たる。行方不明者を発見し、既に死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

(4) 危険区域の監視

災害が発生するおそれがある場合又は既に発生している災害が更に拡大するおそれがある危険区域がある場合は、市（建設水道部、産業活力再生部）、消防団、ため池管理者等はその監視に当たり必要な措置をとる。

２ 警察署

警察署は、次の措置を講じる。

(1) 負傷者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施

(2) 必要な交通規制の実施

３　自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救出活動を実施する。

４　自治会、自主防災会、事業所、市民等

自治会、自主防災会、事業所の自衛消防組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(1) 被害状況の把握と負傷者の早期発見
(2) 救助用資機材を活用した救出活動の実施
(3) 警察署、消防署等への連絡

５　市民からの問合せに対する回答

市（本部事務局）は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

６　安否不明者等の氏名等の公表

市（本部事務局）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、県が実施する安否不明者等の氏名等の公表に協力する。

あわせて、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について県と連携する。

７　その他

救助活動を実施する機関は、速やかで的確な救助活動を実施するため、相互連絡による情報交換を行う。

また、人員、重機等の資材の確保について、建設業協会との連携強化に努める。

第２ 救急医療活動

担当	市	くらし安心部、病院部、本部事務局
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	西脇市多可郡医師会、医療機関

１　負傷者の発見、通報及び関係機関への連絡

負傷者等の発見者から第一報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況及び死傷者の数）を必要に応じ消防本部及び関係機関に直ちに連絡する。

２　現場から医療施設への負傷者等の搬送

(1) 消防本部は、負傷者を医療機関に搬送する。

(2) 市（くらし安心部）は、搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

① 応急的に調達した車両の活用

② 隣接市町の応援要請

(3) 市長（本部事務局）及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等）

３　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市（くらし安心部、病院部）は、医療機関、医師会と協力し、医療関係者を現場へ出動させる。

４　負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容には、下記施設の活用を図る。

① 災害拠点病院（西脇病院）

② 二次救急医療機関（西脇病院）

③ 救急告示病院・診療所

④ その他の医療施設

⑤ 公民館、学校等に設置された救護所及び県において設置された救護センター

⑥ 寺院（死者の場合）

(2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察署に連絡し、死体見分その他所要の処理を行う。

速やかな死体見分に支障が生じる程の多数の死者が発生した場合、警察署等は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力を得る。

５　関係機関への協力要請

各機関は、災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

６　災害の現場における諸活動の調整

(1) 県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

(2) 県に災害対策本部が設置されない場合

県警察本部、消防本部又は市の現場指揮者が合同指揮所を設置して諸活動の調整を行う。

７　費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法令の適用により処理しうるものは同法による。

第３ 医療・助産対策

担当	市	くらし安心部、病院部、本部事務局
	関係機関	県、西脇警察署、北はりま消防本部
	関係団体	西脇市多可郡医師会、西脇市多可郡歯科医師会、医薬品等販売業者

１　救護所の設置

市（くらし安心部）は、救護所を設置し、災害時の医療体制を確立する。

(1) 救護所設置の条件

① 医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応することができない場合

② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応することができない場合

③　被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所の設置場所

救護所の設置予定場所は、次のとおりである。

■救護所設置場所（指定避難所）

名称	所在地	電話番号	備考
西脇小学校	西脇 656-1	22-3025	水害時避難場所
西脇中学校	小坂町 95	22-2725	
日野小学校	西田町 62-1	22-3864	
重春小学校	野村町 1795-185	22-2406	水害時避難場所
西脇南中学校	野村町 1795-8	22-3553	水害時避難場所
比延小学校	比延町 22	22-4619	水害時避難場所
双葉小学校	住吉町 1-1-3	22-8106	
芳田小学校	落方町 236-3	27-0014	
楠丘小学校	黒田庄町岡 379	28-2019	水害時避難場所
桜丘小学校	黒田庄町石原 1470	28-2203	
黒田庄中学校	黒田庄町黒田 136-1	28-2072	水害時避難場所
天神池スポーツセンター	寺内 517-1	22-0072	
日野体育センター	富吉南町 264-44	―	水害時避難場所
総合市民センター	西脇 790-15	22-5996	水害時避難場所
西脇市ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 西脇区会館	西脇 312-3	22-2127	水害時避難場所
播磨内陸生活文化 総合センター	西脇 790-14	23-5992	水害時避難場所
北はりま職業訓練 センター	平野町 189-1	23-4326	

(3) 救護所の活動

①　負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）

②　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

③　負傷者の応急処置

④　助産

⑤　死亡の確認

⑥　遺体の見分

(4) 救護所の廃止

市（くらし安心部、病院部）は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造

を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、医師会と協議の上、救護所を廃止する。

２　救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

市（くらし安心部）は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に対し、救護班の編成、救護所への医師等の派遣を要請する。

(2) 県への要請

市（くらし安心部）は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する。

(3) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後３日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等要援護者（要配慮者）の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

３　医療マンパワーの確保

市（くらし安心部）は、医療マンパワーの確保を必要とするときは、県健康福祉事務所に応援を要請する。

４　患者等搬送体制

市（くらし安心部）は、消防本部、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

５　医薬品等の供給

(1) 品目

市（くらし安心部）は、県と協力して、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に努める。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後３日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	３日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

(2) 調達方法

市（くらし安心部）は、県健康福祉事務所等の協力を得て救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

医薬品の供給を求められた販売業者は、集積基地まで搬送する。

市（くらし安心部）は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への

迅速な供給に努める。

６　医療機関のライフラインの確保

市（本部事務局）は、県と連携を図り、水道、電気、ガス等ライフライン機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

資料

５－１ 医療施設一覧

14－１ 自主防災会等一覧

第３節 交通・輸送対策

第１ 交通確保対策

担当	市	建設水道部
	関係機関	県、西脇警察署、兵庫国道事務所
	関係団体	建設業協会

１ 被災情報及び交通情報の収集

(1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、市（本部事務局）に報告する。

(2) 道路管理者及び警察署は、県、市、電力・ガス・通信企業等幅広い情報収集に努める。

(3) 警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

２ 通行規制

道路管理者及び警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、又は危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災区域への流入抑制

警察署は、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

現場警察官又は警察署長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施する。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から４、５日ないし１週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が実施する災害対策基本法第76条第１項の規定に基づく交通規制に協力する。

３ 緊急通行車両の確認

市は緊急通行車両等の事前届出を行い、確認手続の円滑化を図る。

(1) 事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応

急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合には、県公安委員会に事前届出を行う。

① 災害時において、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(2) 事前届出に関する手続

① 事前届出の申請

ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

イ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

ウ 申請書類

緊急通行車両事前届出書２通、緊急通行車両一覧表、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

② 届出済証の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証を申請者に交付する。

(3) 事前届出車両の確認

① 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略する。

② 県警察本部（交通規制課）、警察署（交番等を含む。）又は検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

４ 道路の復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じる。

(1) 道路の啓開

救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路の応急措置を実施する。

被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

(2) 応急復旧業務に係る建設業者等との協力

建設業協会と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第２ 緊急輸送対策

担当	市	応援部
	関係機関	県、西脇警察署、西日本旅客鉄道、神姫バス株式会社、県トラック協会
	関係団体	

１ 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 基本方針

輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配意して行う。

① 人命の安全

② 被害の拡大防止

③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

① 第１段階

ア 救急・救助活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設･輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第２段階

ア 上記①（第１段階）の続行

イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第３段階

ア 上記②（第２段階）の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

(3) 輸送路等に関する状況の把握

市（建設水道部）は、広域応援を実施する場合に備え、警察署、道路管理者、鉄道事業者等と連携し、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。

２ 緊急輸送対策

市（応援部）は、原則として市（各部）が所有する庁用車により緊急輸送を行うが、不足するときは運送業者等に協力を求める。

第３ ヘリコプターの運航

担当	市	本部事務局
	関係機関	県、北はりま消防本部
	関係団体	

１ 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請

(1) 支援要請

市（本部事務局）又は消防本部は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、ヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県に対して消防防災ヘリコプターの運航を要請する。

① 情報収集活動
② 救急活動
③ 救助活動
④ 火災防御活動
⑤ 災害応急対策活動

(2) 要請手続

県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請は、市長、消防長又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。

ただし、県災害対策本部又は災害警戒本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(3) 緊急運航要請連絡先

要請の連絡先は次のとおりとする。

① 県災害対策本部非設置時

連絡先	電話番号等
電話会議システム	※昼間（8:45～17：30）
神戸市消防局警防部司令課	TEL (078)333-0119 FAX (078)325-8529 ※夜間（17:30～翌朝８：45）

② 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

連絡先	電話番号等
災害対策本部事務局 （県災害対策センター内）	TEL (078)362-9900 FAX (078)362-9911

(4) 要請に際し連絡すべき事項

① 災害の発生場所、発生時間、内容、原因

② 要請を必要とする理由
③ 活動内容、目的地、搬送先
④ 現場の状況、受入体制、連絡手段
⑤ 現地の気象条件
⑥ 現場指揮者
⑦ その他必要事項

(5) 要請者において措置する事項

① 離着陸場の選定

要請者は、あらかじめ指定されたヘリコプター臨時離着陸場適地一覧の中から臨時離着陸場を指定し、その周知徹底を図る。

■臨時離着陸場予定地

区分	名称	所在地	規模
緊急用ヘリポート	重春グラウンド	野村町	90×100m
緊急用ヘリポート	黒田庄グラウンド	黒田庄町前坂	120× 70m
緊急用ヘリポート	県民広場	鹿野町	80×140m
緊急用ヘリポート	城山公園多目的広場	鹿野町	80×150m
自衛隊ヘリポート	東中学校グラウンド	鹿野町	90× 90m

※上記グラウンドが車両の仮置場等に使用された場合、西脇工業高等学校のグラウンド等他のグラウンドとする。

② 給油方法の指示
③ 離着陸場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

(6) 患者の搬送

患者の搬送の可否は、医師がその必要性を認め、搬送する場合は医師が同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

２ 広域航空消防応援要請

他の都道府県への消防ヘリコプターの要請は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防長が兵庫県知事に対して次のとおり行う。

(1) 要請時に明らかにする事項

① 要請先（応援側）市町村
② 要請者、要請日時
③ 災害の発生日時、場所、概要
④ 必要な応援の概要

(2) 要請先

区分	連絡先	電話番号等
昼間（9:00～17:30）	兵庫県企画県民部災害対策局 消防課	TEL(078)362-9331 FAX(078)362-9915
夜間（17:30～翌朝 9:00） 休日	兵庫県災害対策センター当直	TEL(078)362-9900 FAX(078)362-9911
兵庫県災害対策本部設置時	兵庫県災害対策本部事務局 （兵庫県災害対策センター内）	TEL(078)362-9900 FAX(078)362-9911

■広域航空消防応援要請系統図

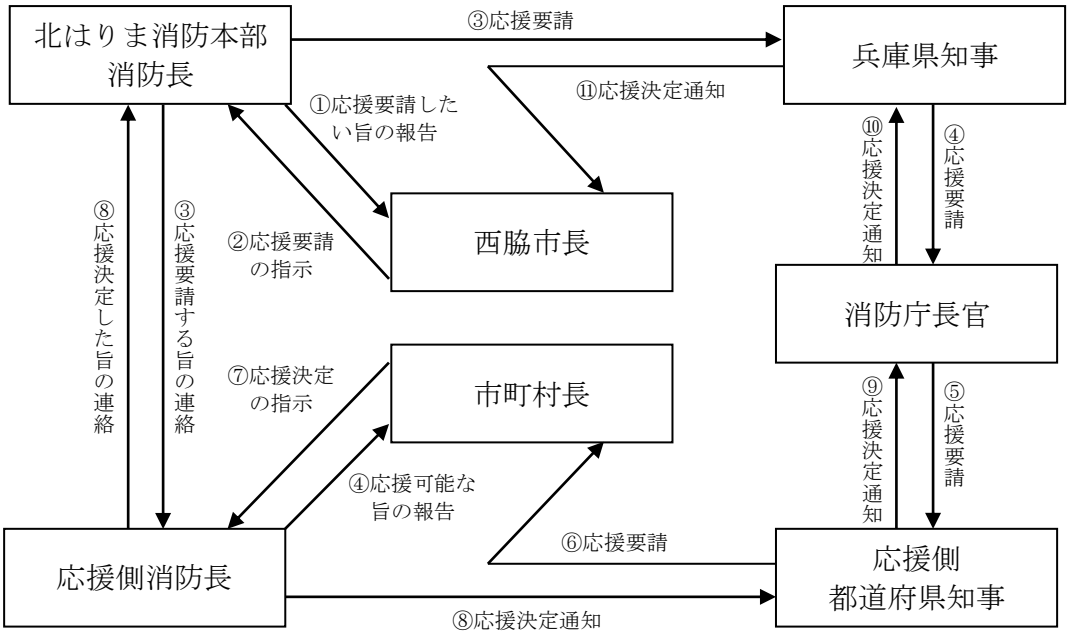

資料

７－１ 緊急輸送路一覧

７－２ 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

７－３ 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式

７－４ 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式

７－５ 緊急通行車両確認申請書の様式

７－６ 緊急通行車両確認証明書の様式

７－７ 緊急通行車両標章の様式

第４節 避難対策

第１ 避難指示、緊急安全確保

担当	市	災害対策本部（本部員）、本部事務局、福祉部
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	消防団、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、身体ｗ福祉協会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、市民

１ 避難指示、緊急安全確保

市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。

また、災害（火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊）が実際に発生していることを把握した場合は、市民に命を守るための最善の行動を求める。

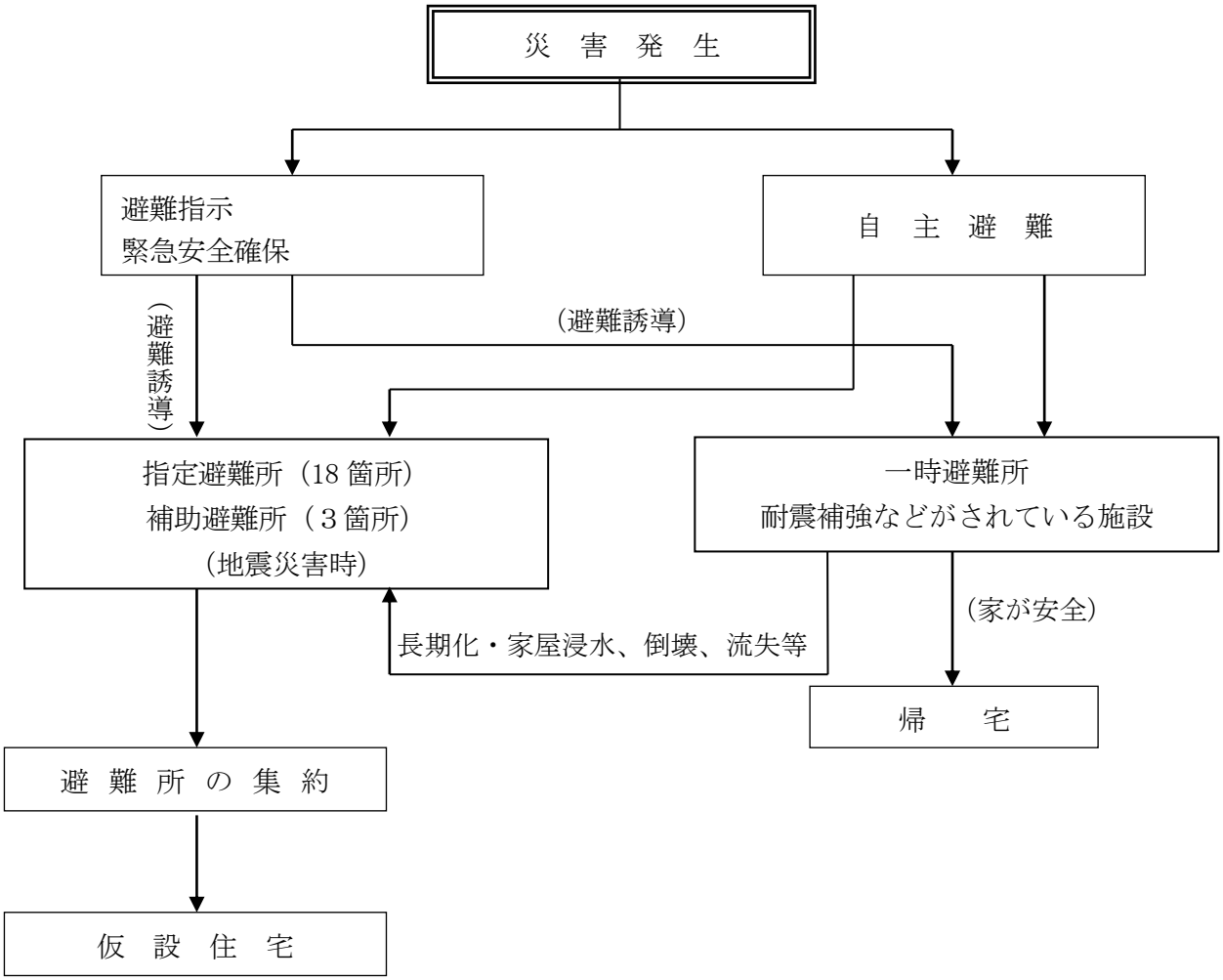

避難指示の発令権限と要件は、次のとおりである。

■避難指示の発令権者及び要件

発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市　　長	災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、避難の指示をする。 ※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。 ※避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない	災害対策基本法第60条
知　　事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示しなければならない。	
警 察 官	市長が避難のための立ち退きを指示することができないとき、又は市長から要求があったときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示ができる。 ※指示したときは、直ちに、市長に通知しなければならない。	災害対策基本法第61条
	人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 ※警察官がとった処置については、所属の公安委員会に報告しなければならない。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要な協力を求めるため適当な措置を取らなければならない。	警察官職務執行法第４条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	警察官がその場にいないときに行うことができる。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫しているときは、必要な区域内の居住者に対し避難の指示ができる。 ※この場合直ちに管轄の警察署長に通知しなければならない。	地すべり等防止法第 25 条
知事、知事の命を受けた県職員水防管理者	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているときは、必要な区域の居住者に対し、避難を指示できる。 ※水防管理者が指示した場合は、警察署長に通知しなければならない。	水防法第29条

２　実施基準

災害対策本部（本部員）は、次の実施基準に基づいて避難の指示等を行う。

なお、高齢者等の要援護者（要配慮者）が利用する施設、住宅に近接する危険箇所から優先して伝達する。

■避難の実施基準

<table>
<tr><th>種別</th><th>条件</th><th>伝達内容</th><th>伝達方法</th></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。（火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊）</td><td rowspan="2">①指示者
②対象地区
③避難経路
④避難場所
⑤服装､携行品
⑥避難行動時の注意事項</td><td rowspan="2">①防災行政無線
②サイレン吹鳴
③にしわき防災ネットによるメール配信
④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達
⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送
⑥ホームページ
⑦放送事業者への報道要請
⑧戸別に口頭伝達（状況により）</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保</td><td>可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合</td></tr>
</table>

３　避難情報の伝達

市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。

避難指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。

(1) 避難指示等の発令者
(2) 避難指示等を発令した対象地区名
(3) 避難経路及び避難先
(4) 避難時の服装及び携行品
(5) 避難行動における注意事項

種類	発令の意図	市民等に求める避難行動
避難指示【警戒レベル４】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。
緊急安全確保【警戒レベル５】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。

第２ 避難の方法

１ 避難の準備

避難の準備については、次の事項の周知徹底を図る。

(1) 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。

(2) 会社、工場にあっては、その他の被害による油脂類の流出の防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安処置を講ずる。

(3) 携帯品は必要最小限とする。

現金、貴重品、食料３食程度、水筒、タオル、石鹸、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ、チリ紙等

(4) 携帯品は、平常時から準備可能な物品等は非常袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。

(5) 避難者は、避難秩序を乱すことなく、誘導員の指示に従い、相互に助けあって、冷静に行動しなければならない。

２ 多数の者を収容する施設の避難

病院、老人ホーム、こども園等多数の病人・老人・乳幼児を収容している施設にあっては、施設管理者が平常時に避難計画を作成し、災害時には市、消防署、消防団、警察署と連携して避難誘導する。

３ 避難の誘導

避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り各地域ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。

なお、あらかじめ名簿や個別避難計画等により災害時要援護者（避難行動要支援者）を把握しておくとともに、自治会、自主防災会、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。

また、車中避難する場合を除き、状況によっては避難に自家用車を使用しないように指導する。

４ 避難経路

避難場所に誘導する場合は、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、標札、ロープ等を張り、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。

特に夜間の場合は投光器、照明器具を使用し、照明を確保して避難の安全を図る。

５ 避難の順序及び移送の方法

(1) 避難の順序は、高齢者、障害のある方等要援護者（要配慮者）を優先する。

(2) 移送の方法

① 小規模の場合

避難に当たっては、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、自力により避難が困難な場合、近隣者又は自治会、自主防災会、市において用意した車両等によって移送及び輸送を行う。

② 大規模の場合

被災地が広域で大規模な移送を要する場合、市は市バスのほか神姫バスに避難者移送を要請するほか、自衛隊に出動を要請する。また、避難移送区域の交通規制を警察に要請し、事故防止を図る。

６ 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるときは、災害対策基本法第63条の規定により警戒区域を設定し､設定した区域へ応急対策従事者以外の立入りを制限若しくは禁止をし、又はその区域から退去を命ずることができる。

(2) 規制の内容及び実施状況

警戒区域への立入禁止、当該市民の退去措置等については、消防・警察・関係機関の協力を得て、対象地区市民等に周知徹底を図る。

■警戒区域の設定権者及び要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
警察官	市長若しくは市長から委任された市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長から委任された市職員及び警察官が現場にいないときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法第73条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
消防長 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合に、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるときに火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者の退去を命じ、若しくは出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条 の２
警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任された消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに行うことができる。 ※当該職権を行なつたときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。	
消防吏員 消防団員	火災現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者の退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第28条
警察官	消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったときに行うことができる。	
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条
警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに行うことができる。	

第３ 避難所の開設・運営

担当	市	本部事務局、福祉部、くらし安心部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部
	関係機関	県、加東健康福祉事務所
	関係団体	自治会、自主防災会、西脇市多可郡医師会、市民

１ 避難所の選定

避難所は災害に対し、安全な建物で給水・給食施設を有する、若しくは給水・給食のできる施設又は搬送に容易な施設のうちから選定する。

指定避難所及び福祉避難所は資料編に示すとおりとし、耐震補強などができている公民館などは一時避難所とする。

浸水・道路冠水・橋りょうの通行止め等の状況によっては、最寄りの安全な施設とする。

２ 避難所の開設

(1) 避難所の開設

① 市（福祉部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部）、自治会及び自主防災会は、市民が自主避難したとき、若しくは避難指示を発令したとき、又は市民が住家に被害を受け、居住場所を失ったとき、避難所を開設する。避難所のうち、補助避難所については、大規模な地震災害により、他の指定避難所の受入能力を超える場合

又は超えると予測される場合に開設する。

また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。

なお、震度５弱以上の地震が発生した場合は、避難所担当職員は、直接避難所に直行し開設を行う。

② 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

③ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。

⑤ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。

⑥ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやスマートフォンアプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(2) 開設期間

市（本部事務局）は、災害救助法が適用された場合は、被害状況、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建設状況等を勘案の上、開設期間の設定について県と協議する。

(3) 避難所の追加指定

避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置づけることができる。また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所開設を行うことができる。

３ 避難所の運営

(1) 市、施設管理者の措置

市（福祉部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所を開設したときは、可能な限り指定避難所に職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。それ以外の避難所にあっては、施設管理者等がその任に当たる。

(2) 運営管理

① 市（福祉部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努めるとともに、自治会、自主防災会、専門知識を有するＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な避難所運営に努める。

② 自治会、自主防災会は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

③　災害救助法第２条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、避難所運営業務に従事できることとし、この期間は７日以内を原則とする。

④　避難所の統括者は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過ごとに避難所･避難者に係る情報管理を行い､避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

⑤　災害対策本部と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。

⑥　ボランタリー活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

⑦　高齢者・障害のある方・乳幼児・妊産婦等の要援護者（要配慮者）のニーズに配慮した施設設備の整備、福祉相談窓口の開設に努める。

⑧　指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力･ＤＶの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑨　常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に広報し、デマ等の流布防止と不安の解消に努める。

⑩　避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう適切な処置を講じる。

⑪　避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な処置を講じる。

⑫　避難所の状況により仮設トイレを設置する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。

⑬　仮設風呂及び洗濯機を設置する。その確保が困難な場合は、県を通じて、民間業者や自衛隊への協力要請をする。

⑭　必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。

⑮　避難者のプライバシーの保護、老若男女のニーズの把握などを行う。

⑯　避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

⑰　避難者について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

４　保健活動

市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。

(1) 救護

救護所となっていない避難所について、救護班による巡回活動を行う。

(2) 保健

県健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

５ 大規模災害時における広域避難・広域一時滞在

(1) 県及び他市町との協議

市（本部事務局）は、市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外での避難者の受入れを、県に報告の上、他市町と協議する。また、県内市町のみで受入れが難しい場合は、県に他の都道府県と受入れを協議するよう求める。

① 避難希望地域
② 避難人員
③ 避難期間
④ 輸送手段
⑤ その他必要事項

(2) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

市（本部事務局）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

また、市（福祉部）は、要援護者（要配慮者）のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。

６ 車両の仮置場の確保

車両による避難は禁止とするが、避難所の混雑等により自家用車で生活をする被災者、あるいは自家用車を持ち出した被災者がいる場合は、各小学校は避難所となるので必要最低限の車両とし、車両の仮置場は、避難所とならない市管理のグラウンド又は空地とする。

その他の用地を使用するとき、又は予定場所が広域避難地に指定されたときは、個人で所有者の了解を得て仮置場を確保する。

■車両の仮置場

重春グラウンド、あかねが丘グラウンド、市原グラウンド、西脇公園、日本へそ公園駐車場、上比延友遊農村公園グラウンド、城山公園多目的広場、田園空間博物館駐車場、桜丘小学校、黒田庄中学校、黒っこプラザ駐車場、楠丘小学校、マックスバリュ西脇小坂店駐車場、マックスバリュ西脇寺内店駐車場

資料

６－１ 指定避難所施設一覧

第５節 住宅の確保

担当	市	建設水道部、福祉部
	関係機関	県
	関係団体	建設業協会

１ 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

市（建設水道部）は、県から災害救助法の実施に関する事務を行うよう通知があったときは、被災者等への応急仮設住宅の建設及び管理又は応急仮設住宅として借り上げる賃貸物件の確保を行う。

なお、大規模災害等、市で対応が困難と考えられる場合には、県が建設を検討する。

(2) 供給対象者

次のいずれにも該当する者を対象とする。

① 住家が全焼、全壊した者であること。

② 住居する住家がない者であること。

③ 自らの資力でもって、住宅を確保することのできない者であること。

(3) 設置戸数

災害救助法による基準では、全壊、全焼世帯の合計数の３割以内であるが、状況によっては、県が厚生労働省と協議して変更する。

(4) 供給方法

市（建設水道部）は、平常時から、建設業協会の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。

■仮設住宅建設予定場所

施設名	所在地	建築可能戸数
西脇公園	坂本	１００戸
あかねが丘グラウンド	野村町	１００戸
黒田庄グラウンド	黒田庄町前坂	３０戸

市内で建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給あっせん等を要請する。

① 被害戸数

② 設置を必要とする戸数

③ 調達を必要とする建設業者数

④ 連絡責任者

⑤ その他参考となる事項

(5) 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害のある方に対する配慮を行うなど、可能な限り、入居者

の状況や利便性を考慮する。

また、必要に応じ、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させることとなるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅の設置について配慮する。

(6) 入居者の認定

市（建設水道部）は、自らの資力では住宅の応急修理できない者を入居対象に認定する。なお、県が直接認定する場合には、市の協力を得て円滑な入居の促進に努める。

入居者の認定に当たっては、市（福祉部）と連携して、次の判断基準により、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。

① 生活保護法の被保護者、要保護者

② 特定の資産のない高齢者、障害のある方、母子家庭、病弱者等

③ ①及び②に準ずる者

(7) 生活環境の整備

市（建設水道部、福祉部）は、次の環境整備を行う。

① おおむね 50 戸以上の応急仮設住宅を設置した場合､居住者の集会等に利用するための施設を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

② 福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害のある方等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

２ 空家住宅の確保

(1) 対象

公営住宅等の空家

(2) 募集

市（建設水道部）及び提供する事業主体が募集する。

なお、国土交通省の支援により、県が被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応する。

３ 住宅の応急修理

市（建設水道部）は、県から災害救助法の実施に関する事務を行うよう通知があったときは、次の措置を講じる。

(1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレなど最小限に必要な部分について、応急修理を実施する。

(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。

① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
② 修理を必要とする戸数
③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
④ 派遣を必要とする建築業者数
⑤ 連絡責任者
⑥ その他参考となる事項

■平成16（2004）年台風23号災害による住宅の応急修理の弾力運用

平成16（2004）年台風23号災害による住宅の応急修理については、厚生労働省からの弾力運用に関する通知により、次のとおり取り扱うこととなった。

１ 対象者

(1) 次の要件を全て満たす者（世帯）

ア 住家が半壊の被害を受けていること。

イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

(ｱ) 対象者（世帯）が、現に、避難所、車等での避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる者

(ｲ) 自宅に戻っているが、浸水等により、炊事、排泄、就寝、入浴のためのいずれかの箇所が損なわれていることにより当面の日常生活が困難な者で、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる者

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

(2) 所得等の要件

前年の世帯収入が、次のいずれかの要件を満たす世帯

ア （年収）≦ 500 万円の世帯

イ 500 万円＜（年収）≦ 700 万円かつ世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯

ウ 700 万円＜（年収）≦ 800 万円かつ世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯

２ 応急修理の範囲等

(1) 応急修理の範囲

ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

イ ドア、窓等の開口部の応急修理

ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

エ 衛生設備の応急修理

(2) 費用の限度

一世帯当たり 519,000 円（平成 16（2004）年度限度額）

４ 住宅相談窓口の設置

市（建設水道部）は、県と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

資料

10-１ 応急仮設住宅建設予定地

第６節 食料・飲料水及び物資の供給

第１ 食料の供給

担当	市	教育管理部、教育創造部、応援部
	関係機関	県、自衛隊、近畿農政局（兵庫県拠点）
	関係団体	自治会、自主防災会

１ 供給対象者

(1) 避難所等に収容されている被災者

(2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者

(3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

(4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

２ 品目

(1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食

(2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

３ 食料の調達

(1) 備蓄食料の供給

市（応援部）は、備蓄食料を即時に供給する。

(2) 市内業者からの調達

市（応援部）は、備蓄食料では供給が不足する場合は、市内の食料品販売業者等から調達する。

(3) 県への供給要請

市（応援部）は、(1)(2)による食料の調達が困難な場合は、次の事項を示して県にあっせんを要請する。

① 供給あっせんを必要とする理由

② 必要な品目及び数量

③ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者

④ 荷役作業者の派遣の必要の有無

⑤ その他参考となる事項

(4) 県による食料の供給

① 弁当・おにぎりの供給

県は、市から要請のあった場合又は災害の状況により、被災者等に弁当・おにぎりを供給するため、弁当給食事業者、コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあっせんほか、学校給食センター、給食業者その他弁当・おにぎりの製造が可能な業者による弁当・おにぎりの供給あっせんを行うものとされている。

② パン、育児用調整粉乳等の供給

県は、市から要請のあった場合又は災害の状況により、あらかじめ供給協定を締結した製造業者などからパン、育児用調製粉乳等の供給あっせんを行うものとされている。

(5) 米穀の供給

① 災害救助法が適用されるまでの供給

県は市から要請があった場合又は災害状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売業者などから供給あっせんを行うものとされている。

② 災害救助法が発動されてからの供給

ア 県は市から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売業者などから供給あっせんを行うものとされている。

イ 県は市から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し市に供給するものとされている。

ウ 市は県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県に速やかにその旨報告する。

４ 食料の配給

市（応援部）は、市（教育管理部、教育創造部）と連携して食料の配給を行う。

(1) 給食、配給

避難所に収容された者に対する給食及び被災者に対する配給は、避難所ごとの責任者を通じて行う。

(2) 食料品販売業者による配送

食料の供給が必要な避難所が数多くなり、供給班の配送能力で賄えない場合、食料品販売業者等に配送を要請する。

(3) 在宅避難者への配給

在宅避難者で食料の手当ができなくなった被災者は、所定の避難所に登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。ただし、自ら受け取りに行けない高齢者等については、近隣の市民、ボランティア等が配布を支援する。

(4) 災害救助、復旧作業に従事する者等への給食

災害救助、復旧作業に従事する者等に対する給食は、担当部が直接配給する。

５ 炊き出し

市（教育管理部、教育創造部）は、災害のため、食料の配給、販売が一時的に混乱の状態となり、あるいは住家の被害によって自宅で炊飯することができない者に対し、自治会、自主防災会、ボランティア、女性団体等に炊き出しを要請し、一時的に食生活を確保する。

炊き出し用機材等については、施設の機材及び備蓄機材を利用するほか、不足する場合は自治会、自主防災会又は個人の協力を得て確保する。

備蓄機材	備蓄数量	備蓄場所
移動式炊飯器（容量55リットル）	２台	重春小学校備蓄倉庫
釜（かまど付） ７升釜	２台	防災ステーション

６　輸送

市（応援部）は、各市町の物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめとした民間物流事業者と連携して､物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

第２ 応急給水

担当	市	建設水道部
	関係機関	県
	関係団体	

１ 給水対象者

災害のために、現に飲料用又は医療用に適する水を得ることができない者

２ 水源及び給水量

(1) 水源

市（建設水道部）は、浄水場、配水池等の水道施設（運搬給水基地）の貯水量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

災害発生から３日以内は、１人１日３リットル、10日目までには３～20リットル、20日目までには20～ 100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容／時系列	期間	１人当たり水量（ﾘｯﾄﾙ／日）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	災害発生から３日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	4日目から10日目まで	３～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自治会、自主防災会を中心とする給水と応急拠点給水
	11日目から20日目まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第３次給水	21日目から完全復旧まで	100～被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水共用栓の設置

※期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

■取水場所

水源施設	春　日　浄　水　場
	田　高　浄　水　場
	上　戸　田　浄　水　場
	大　木　浄　水　場

飲料水兼用耐震性貯水槽	重春小学校駐車場	100㎥
	茜が丘複合施設Miraie駐車場	40㎥

３　給水方法及び広報

(1) 市（建設水道部）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。給水タンクは、備蓄品を使用する。

現有施設等で給水困難な場合は、消防タンク車等を消毒のうえ使用する。

(2) 運搬給水拠点又は給水車等による運搬給水を実施するときは、その時間や場所について広報する。

(3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

種別	容量	数	保管場所	応急給水活動の内容
給水タンク	1,000リットル	3 個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、配水を行う。
	800リットル	1 個	田高浄水場	
ポリタンク	300リットル	3 個	春日浄水場	運搬車に積載、取水場所から注水し、所定の給水拠点へ搬送、市民個々の容器へ配水を行う。
非常用給水袋	6リットル	2,900 枚	上戸田浄水場	給水拠点にて注水し、市民に配布する

４　給水応援

市（建設水道部）は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「上水道災害応援協力協定」「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、次の事項を可能な限り明らかにして、応援を要請する。

(1) 給水を必要とする人員
(2) 給水を必要とする期間及び給水量
(3) 給水する場所
(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
(5) 給水車両借上げの場合は、その必要台数
(6) その他必要な事項

５　災害時協力井戸

市（防災安全課）は災害により断水が発生した際、洗濯やトイレ等に使用できる水を確保するため、災害時協力井戸の登録を進める。

第３ 物資の供給

担当	市	都市経営部、福祉部、応援部、教育管理部、教育創造部
	関係機関	県、日本赤十字社兵庫県支部
	関係団体	自治会、自主防災会、避難所施設管理者

１ 供給対象者

市長は、災害発生時における衣料、生活必需品の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。

供給の対象者は次のとおりである。

(1) 住家が被害を受けた者

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者

(3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２ 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。なお、実施に当たっては高齢者や乳幼児等のニーズに配慮する。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害のある方等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(2) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメントほか

(3) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

３ 物資の調達

(1) 備蓄品の供給

市（都市経営部）は、被災者への物資の即時供給を行うため、備蓄物資を利用する。

(2) 市内業者からの調達

市（都市経営部）は、必要な物資は市の指定する販売業者から購入し、当該業者が指定された場所へ配送する。ただし、緊急のため、入手困難な場合は一般業者から調達する。

(3) 供給要請

市（都市経営部）は、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、あっせんを要請する。

① 供給あっせんを必要とする理由
② 必要な緊急物資の品目及び数量
③ 引渡を受ける場所及び引受責任者
④ 連絡課及び連絡担当者
⑤ 荷役作業員の派遣の必要の有無
⑥ その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

また、日赤兵庫県支部に備蓄する物資の借用については、市（福祉部）が日赤兵庫県支部長に申請する。

４ 物資の輸送・配分等

供給先（避難所等）への輸送は、調達先の業者等に要請する。調達業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した物資については、市（応援部）が輸送する。

避難所責任者は供給された物資は、市（教育管理部、教育創造部）が中心となり避難所自治組織のリーダーを通じて配分する。その他の被災者への配布は自治会、自主防災会が行う。

第４ 救援物資の受入れ等

担当	市	教育管理部、教育創造部
	関係機関	
	関係団体	

１ 救援物資の受入れ

市（教育管理部、教育創造部）は、次の措置を講じる。

(1) 県と連携して、受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表する。
(2) 受入場所は、あらかじめ指定する物資集積拠点とする。
(3) 物資提供の申出に対し、次のことを確認の上受け入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。

① 品目、数量
② 輸送手段
③ 輸送ルート
④ 到着予定日時

２ 物資の仕分け

救援物資は、物資集積拠点で受け入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

県が受け入れ、輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入日時等）を確認する。

資料

８－１ 水防・防災資機材及び備蓄物資一覧

第７節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

第１ 健康対策

担当	市	くらし安心部、病院部
	関係機関	県
	関係団体	西脇多可郡医師会、医療機関

１ 巡回健康相談の実施

市（くらし安心部、病院部）は、巡回健康相談について次の措置を講じる。

(1) 県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

(2) 県と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

(3) 保健・医療・福祉等のサービスの提供について県から助言を受けて行う。また、県は、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うものとされている。

(4) 県と協力して、巡回健康相談の実施に当たり、連携して要援護者（要配慮者）はじめ、被災者の健康状況の把握に努める。支援が必要な方については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

２ 巡回栄養相談の実施

市（くらし安心部）は、巡回栄養相談について次の措置を講じる。

(1) 災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会等関係団体と協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

また、県は、給食施設等の巡回指導等を実施するものとされている。

(2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県からの助言を受ける。

(3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

(4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して要援護者（要配慮者）はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

３ こころのケアに対する相談・普及啓発活動

市（くらし安心部）は、県が行うこころのケアに関する相談訪問活動、情報提供、知識普及活動に協力する。

４ 児童・生徒のこころのケア

「教育対策の実施」の項を参照

第２ 食品衛生対策

担当	市	くらし安心部
	関係機関	県
	関係団体	

市（くらし安心部）は、県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第３ 感染症対策

担当	市	くらし安心部
	関係機関	県、加東健康福祉事務所
	関係団体	自治会、自主防災会

１ 感染症対策活動

市（くらし安心部）は、次の措置を講じる。

(1) 感染症対策組織の設置及び感染症予防対策

県に準じて感染症対策組織を設置し、感染症対策を推進する。

① 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

② 市（くらし安心部）は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(2) 予防啓発及び広報活動の推進

感染症対策組織は、自治会、自主防災会との連携、広報紙や防災行政無線等により感染症予防の啓発、広報を行う。

(3) 清潔

じんかい、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(4) 消毒

① 速やかに次の事項について市民と共同して消毒を実施する。

ア 飲料水の消毒

イ 家屋の消毒

ウ トイレの消毒

エ 芥溜、溝渠の消毒

オ 患者輸送用器などの消毒

② 薬剤は、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

■薬剤の算出方法

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤所要量の算出方法
全壊・半壊家屋	塩化ベンザルコニウム 消石灰 次亜塩素酸ナトリウム	全半壊戸数　　×200g 全半壊戸数　　×６kg 井戸の数（概数）×1340ml

③　消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限のものとする。

④　消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。

(5) ねずみ族、昆虫類の駆除

①　県の指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

ア　り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

イ　家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びじんかい、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺そ効果のある殺虫剤を使用する。

②　薬剤、器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

■薬剤所要量の算出方法

撒布場所、種類例	薬剤所要量の算出方法
家屋内 １％フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数×*85.8 ㎡×(1-0.5)×0.05㍑/㎡ ＊家屋面積39.6㎡の場合で内部の壁面及びその他の面積
トイレ等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数×１㎡×0.06㍑/㎡
家屋外及びじんかい等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数×56.1㎡×15ｇ/㎡ （敷地56.1㎡の場合）

③　ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

④　ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。

(6) 生活用水の供給等

市（くらし安心部）は、県の指示に基づき、速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(7) 避難所の感染症対策指導等

県感染症対策担当職員の指導の下に、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(8) 報告

感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、県健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報

告する。

２　災害時感染症対策完了後の措置

市（くらし安心部）は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、県健康福祉事務所を経由して県に提出する。

第４ 遺体の火葬等

担当	市	くらし安心部
	関係機関	西脇警察署、(一財)西脇市住民サービス公社
	関係団体	西脇市多可郡医師会、葬祭業者

１ 遺体の処置

(1) 遺体の見分、身元確認

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の見分を行い、見分後に遺体を遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、見分調書を添えて市（くらし安心部）に引き渡す。

市（くらし安心部）は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問合せ等に対応する。

警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

(2) 遺体の処置

市（くらし安心部）は、医師会等に遺体の見分を要請する。

また、葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。保存に当たっては、棺桶、ドライアイス等を調達する。

(3) 遺体安置所の設置等

市（くらし安心部）は、遺体の処置、一時保存、遺族への引渡用の遺体安置所を開設する。安置所が不足する場合は、市民センター、その他体育館から臨時安置所を確保する。

■遺体安置所の開設予定施設

遺体安置所名	一時保存可能数
西脇多可広域斎場やすらぎ苑	５体

(4) 遺体の引渡し

身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。

遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(5) 漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

２ 遺体の埋火葬

市（くらし安心部）は、次の措置を講じる。

(1) 対象者

災害時に死亡した者のうち、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として行う。

(2) 埋火葬の方法

遺体は原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

① 遺体を火葬する場合、西脇多可広域斎場やすらぎ苑に連絡し、斎場へ搬送する。

② 遺体は「遺体埋火葬許可証」に基づき、火葬に付する。

③ 火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容された同じ遺体収容所に一時保管する。

④ 遺体が多数の場合は、県に市外の施設への受入れを要請し、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、市（くらし安心部）は、葬祭業者等に協力を要請する。

第８節 要援護者（要配慮者）支援対策

第１ 高齢者、障害のある方等の支援

担当	市	福祉部、建設水道部、教育管理部、教育創造部
	関係機関	県
	関係団体	消防団、民生委員・児童委員、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、自治会、自主防災会、市民

１ 要援護者（要配慮者）支援班の設置

市（福祉部）は、要援護者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、「要援護者（要配慮者）支援班」を災害対策本部に設置する。

２ 情報提供

市（福祉部）は、民生委員・児童委員と協力し、高齢者・障害のある方等要援護者（要配慮者）に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1) 情報伝達ルート

自治会、自主防災会、消防団、民生委員・児童委員、市民等

(2) 伝達手段

防災行政無線、広報車、にしわき防災ネットメール配信、インターネット、口頭伝達等

３ 避難対策

市（福祉部）は、要援護者（要配慮者）支援班を中心に自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団の協力のもと次の対策を行う。

(1) 名簿及び個別避難計画等の活用により安否確認や居宅に取り残された要援護者（要配慮者）の迅速な発見を行う。

(2) 自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団等地域住民の協力による災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難誘導が行われるよう努める。

(3) 必要に応じ、収容・調査班、収容班を派遣し、要援護者（要配慮者）の避難誘導に当たる。

(4) 避難所等に入所した要援護者（要配慮者）を把握し、ニーズを調査する。

(5) 援護の必要性の高い要援護者（要配慮者）については、福祉避難所への入所、社会福祉施設への一時入所を進める。入所先の確保、搬送が困難な場合は、福祉関係者や県に要請する。

４ 生活支援

市（福祉部）は、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、ボランティア及び県など

と協力して、在宅及び避難所の要援護者（要配慮者）のニーズを調査するとともに、必要な福祉サービスを提供する。

(1) おむつ、ポータブル便器等介助用具等の貸与、支給
(2) 粉ミルク、やわらかい食品等にも配慮した食事の提供
(3) 手話通訳者、ケースワーカー、ホームヘルパー、保健師、ケアマネージャー等による生活支援
(4) 巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的実施

５　すまい支援

市（福祉部、建設水道部、教育管理部、教育創造部）は、次の措置を講じる。

(1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り、高齢者、障害のある方等の要援護者（要配慮者）の状況や利便性に配慮する。
(2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害のある方等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

６　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市（福祉部）は、次の措置を講じる。

(1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。
(2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

第２ 外国人への情報伝達等

担当	市	市長公室
	関係機関	県
	関係団体	国際交流協会

１　外国人への支援

市（市長公室）は、県、関係団体等と協力して、市内の外国人、訪日外国人の被災情報の把握に努めるとともに、にしわき防災ネット等を活用した外国語による緊急情報の提供及び相談に努める。

資料

９－１要配慮者施設一覧（浸水想定区域内ほか記載あり）

第９節 愛玩動物の収容対策

担当	市	くらし安心部、産業活力再生部
	関係機関	県、西脇多可行政事務組合
	関係団体	兵庫県獣医師会、動物愛護団体

１ 動物救援本部

獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策に努める。

(1) 飼養されている動物に対する餌の配布
(2) 負傷した動物の収容・治療・保管
(3) 放浪動物の収容・保管
(4) 飼養困難な動物の一時保管
(5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
(6) 動物に関する相談の実施等

市（くらし安心部）は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。

２ 愛玩動物の所有者

愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

市（くらし安心部）は、広報紙、避難所等でこれらの広報を行う。

３ 死亡動物の収容・処理

(1) 実施責任者

災害によって死亡した牛、馬、豚、羊、犬、猫等（以下「死亡獣畜」という。）は、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明の場合又は自らの資力でこれを処理できない場合は、市が収集・処理を行う。

(2) 処理方法

市（くらし安心部）は、死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜防疫員の見分を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。

死亡獣畜は直ちに収集し、関係機関が協議のうえ焼却又は埋却する。

なお、家畜の場合は、市（産業活力再生部）が取り扱う。

■処理施設

名称	所在地	電話番号	備考
西脇多可広域斎場やすらぎ苑	寺内 519	22-3644	
みどり園	富吉南町 262-1	23-2808	小動物（犬、猫）

(3) 放浪犬猫の保護収容

市（くらし安心部）は、災害後、被災により放浪する犬猫について、関係機関、関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する。

また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

第１０節 災害情報等の提供と相談活動

担当	市	市長公室、福祉部、応援部
	関係機関	県
	関係団体	報道機関

第１ 災害広報

１ 広報の内容

市（市長公室、応援部）は、市民に対して各種の情報を迅速かつ的確に周知するよう努める。広報に当たっては、市民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報手段、表現方法で提供するよう配慮する。広報の内容はおおむね次のとおりである。

時期	広報事項
初期段階	○地震情報（緊急地震速報、震度・震源、余震の可能性等） ○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等） ○被害状況（土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等） ○避難情報（避難指示とその理由、避難所等） ○パニック防止の呼びかけ
二次段階	○応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○医療機関の受入れ情報 ○感染症対策活動の実施状況 ○災害廃棄物処理に関する情報（仮置場、分別等） ○食料、飲料水、生活必需品の供給予定 ○道路・交通状況（渋滞、通行規制、復旧状況等） ○災害相談窓口の設置状況 ○各種被災者支援情報 ○その他市民や事業所のとるべき措置
三次段階	○応急対策実施状況 ○各種支援情報 ○その他生活関連情報

２　広報の方法

広報の方法は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用する。

種別	方法	所管
同報系	防災行政無線	市（市長公室）
	広報車による巡回広報	市（市長公室）、消防団、警察署
	一斉ファックス	市（市長公室）
	にしわき防災ネットメール配信	市（市長公室）
	放送事業者による放送	放送事業者
更新系	ホームページへの掲載	市（市長公室）
紙面系	広報臨時号の発行	市（市長公室）
	チラシ等の配布	市（市長公室）
	新聞記事	報道機関
	公共掲示板	市（市長公室）、各施設管理者
その他	自治会、自主防災会を通じた伝達	市（本部事務局）
	ヘリコプターによる放送	県

３　広報体制

(1) 災害広報責任者

市（市長公室）は、市長公室長を災害広報責任者とし、市（各部）が作成する広報資料を統括する。

(2) 広報資料の収集

市（市長公室）は、市（各部）からの情報、関係機関からの情報を速やかに収集するなど、迅速かつ正確な情報把握に努める。

４　報道機関への対応

(1) 記者発表

市（市長公室）は、災害プレスセンターを設置し、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間、毎日とする。

また、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用に努める。

(2) 報道要請

市（市長公室）は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関へ報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合、次に掲げる事項を明らかにして県を通じて行い、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行うものとされている。

①　放送要請の理由

② 放送事項
③ 放送希望日時
④ その他必要な事項

(3) 緊急警報放送の要請

市（市長公室）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、ＮＨＫ神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に基づいた無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）第 138 条の２に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は、次のとおりである。

① 市民への警報、通知等
② 災害時における混乱を防止するための指示等
③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

第２ 災害相談

１ 災害相談窓口の設置

市（福祉部）は、市民からの問合せや生活相談に対応するために相談窓口を設置する。

災害相談窓口の設置に当たっては、市（福祉部）が中心となり、市（各部）から職員を動員し、相談受付業務に当たる。

２ 設置場所

市役所１階ロビー

３ 相談内容

(1) 災害廃棄物に関すること。
(2) し尿、消毒に関すること。
(3) 避難所に関すること。
(4) 給水、水道、下水道に関すること。
(5) 見舞金・義援金・災害弔慰金に関すること。
(6) 住宅に関すること。
(7) 救援物資に関すること。
(8) 税金に関すること。
(9) 医療、健康に関すること。
(10) ボランティアに関すること。
(11) 被災者生活再建支援に関すること。
(12) り災証明に関すること。
(13) その他

第１１節 障害物の除去

担当	市	本部事務局、建設水道部
	関係機関	県、兵庫国道事務所、西日本旅客鉄道株式会社
	関係団体	

第１ 障害物の情報収集

１ 情報の収集

(1) 市民等からの通報による情報や職員による市内パトロールにより得た情報等から障害物の概要を把握するとともに、必要な場合は、各防災関係機関に情報を提供する。

(2) 市（本部事務局、建設水道部）は、情報を集約し、必要により現場の状況を確認し対策を決定する。

第２ 道路、河川、鉄道等の障害物の除去

１ 除去の対象

(1) 住民の生命、財産等を保護するため、除去を必要とする場合

(2) 交通の安全及び輸送を確保するため、除去を必要とする場合

(3) 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合

(4) 河川のいつ水防止及び護岸等の決壊防止のため、除去を必要とする場合

(5) その他公共的立場から除去を必要とする場合

２ 除去の方法

維持管理者が、被害状況に応じ民間業者等の協力を得て効果的な方法により除去する。緊急を要する場合は、消防本部、消防団又は市（建設水道部）により除去する。

第３ 住居に係る障害物の除去

市長は、除去の必要を認めたものを対象に障害物の除去に当たるが、災害救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて実施し、その費用は、「兵庫県災害救助法施行細則」に定める範囲で県が負担する。

１ 除去の対象

住居が半壊又は床上浸水し、土砂、竹林等が住居又はその周辺の日常生活に欠くことができない場所に運ばれ、自らの資力で障害物を除去することができない者

２ 除去の方法

市（建設水道部）は、自らの応急対策機器を使用し、又は状況に応じて、建設業協会の協力を得て、速やかに障害物を除去する。

３　除去した障害物の集積場所

一時的には、市管理の運動場、空地等とし、その他の用地を使用する場合は、区長、所有者と協議し決定する。

４　除去費用、戸数、期間

「兵庫県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第１２節 廃棄物対策

担当	市	くらし安心部、建設水道部、本部事務局、市長公室
	関係機関	県、西脇多可行政事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合
	関係団体	

第１ 廃棄物処理の基本方針

市（くらし安心部、建設水道部、本部事務局）は、災害時に大量に排出される各種のごみ等により、被災者の生活に支障が生じることのないよう災害廃棄物を迅速に収集処理する。

１ 廃棄物の分類

震災時に発生する廃棄物は、次のとおり分類する。

(1) 災害により発生するごみ（災害ごみ）

① 屋内で破損した陶磁器等のごみ

② 屋内で破損した家具類、電化製品等の大型ごみ

③ 避難所、応急仮設住宅から発生するごみ

(2) 建物の倒壊等により発生するがれき（がれき）

① 倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦等

② 倒壊した建築物から発生するがれき

③ 倒壊した家屋に残った畳、カーテン、カーペット、家具、電化製品等

(3) し尿

２ 基本的な処理方針

(1) 災害ごみの処理

災害ごみについては、みどり園、他市町及び許可業者等民間収集業者の協力により収集・運搬を行い、みどり園、他市町及び産業廃棄物処理業者等の協力を得て処理処分を行う。

また、上記分類以外の家庭から排出されるごみについては、通常どおりみどり園が収集する。

(2) がれきの処理

がれきについては、自衛隊、土木建築、解体業者等の協力を求めて、解体、運搬を行い、他市町、産業廃棄物処理業者、大阪湾フェニックス等の協力を得て処理処分を行う。

(3) 分別の徹底

どの場合にも、分別を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるように指導する。特にがれきについては、仮置場での分別は不可能な状況が予測されるため、解体現場における分別を徹底する。

(4) し尿の処理

し尿については、委託業者及び許可業者により収集・運搬を行い、し尿処理施設で処理する。

第２ 災害ごみ処理対策

１ ごみ処理施設等の被害調査

市（くらし安心部・本部事務局）は、みどり園と協力してごみ処理施設及びごみ収集車両等の被害状況を調査する。

２ ごみ処理計画の策定

市（くらし安心部・本部事務局）は、市域の被害状況等を踏まえ、みどり園と協力して次の項目からなるごみ処理計画を策定する。

(1) ごみ量の推定
(2) ごみ収集の優先順位
(3) ごみ収集ルート及びごみステーションの位置
(4) ごみ仮置場
(5) ごみ処理方法

３ 人員の確保

市（くらし安心部・本部事務局）は、ごみ処理計画と照らし合わせ、所要人員が不足する場合は、市（総務部）に人員の確保を依頼する。

４ 車両の確保

市（くらし安心部・本部事務局）は、みどり園と協力してごみ収集に必要な車両等を確保するが、不足する場合は、他市町、民間業者等への応援を要請する。

５ 収集・運搬

(1) 災害ごみは、みどり園又はその関連施設に搬入する。
(2) 災害ごみは、次の区分により分別し収集運搬する。
　① 可燃ごみ
　② 不燃ごみ
　③ 可燃性大型ごみ（畳、木質ごみ〈タンス、ソファなど〉、タイヤ）
　④ 不燃性大型ごみ（ストーブ、電化製品〈※家電リサイクル品等を除く〉、トタンなど）
　⑤ 家電リサイクル品等（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、冷凍庫、パソコン）
　　※ 家電リサイクル法等に基づいて回収

６ 仮置場

(1) 被害が甚大で、迅速な収集運搬ができないときは、仮置場を確保する。
(2) 仮置場は市管理の運動場又は空地とし、その他の用地を使用するときは、区長及び所有者と協議する。
(3) 仮置場は責任者を配置して分別を徹底する。
(4) 仮置場は衛生、防災対策に配慮するとともに、建設業協会の協力を得て重機等を配置する。

７　避難所のごみ対策

(1) 避難所に仮設ごみステーションを設置する。

(2) 避難所のごみは、みどり園収集カレンダーの分別区分に従い収集するが、収集頻度については、その発生状況に応じて行う。

８　災害ごみの処理

(1) 災害ごみは、分別区分ごとに焼却・埋立処分等の処理をするが、リサイクル可能なごみは、できる限りリサイクルを図る。

　また、家電リサイクル品等については、家電リサイクル法等に基づき、製造事業者に引き渡す。

(2) 災害ごみの処理施設は、みどり園又はその関連施設とするが、みどり園の処理能力を超える場合は、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定に基づき、応援を要請する。

９　広報

市（市長公室）は、ごみの収集・運搬・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。

(1) 分別の徹底

(2) 仮置場の位置

(3) 仮設ごみステーションの位置と収集曜日・品目

10　応援協力要請

市長は、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定に基づいて、災害廃棄物の応援協力を要請するときは、次の事項を記載し県に応援要請を行う。

(1) 連絡責任者

(2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況

(3) 応援要請内容(必要とする人員、車両、資機材等の名称及び数量処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)

(4) 災害ごみの発生状況と仮置場

(5) その他必要な事項

第３ がれき処理対策

１　がれき処理の基本方針

(1) 市（建設水道部）は、災害により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なものや通行上支障があるものなどから優先的に撤去する。

(2) がれき処理については、可能な限りリサイクルに努め、適切な処理を行う。

(3) がれきのうち、アスベスト、毒劇物等有害物質の処理については、健康被害及び環境被害に十分配慮し、有害物質が飛散しないよう飛散防止処置を施すとともに、処理業者等に対し、十分な安全対策をとるよう指導する。

(4) 災害の規模によっては、がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な広さを有し、かつ、安全な仮置場を確保する。

２　がれき処理の実施方法

(1) 情報の収集及び報告

① 市（建設水道部）は、自ら廃棄物処理施設やがれき処理関連民間業者などの被災状況を調査するとともに、市（本部事務局）から情報提供を受け、市域の損壊建物等の情報を収集・整理し、全体のがれき量の概略を把握する。

② 被害状況に応じて、県にがれき処理の必要性を連絡する。

(2) がれき処理計画の策定

市（建設水道部）は、がれき処理を効率的に行うため、次の項目からなるがれき処理計画を策定する。

① がれきの全体処理量の把握

市（本部事務局）の情報を基に、がれきの全体量の概算を行う。

② がれき処理の優先順位

県が指定する緊急輸送路や市内の主要道路の被災状況や危険度などを勘案し、がれき処理の優先順位を策定する。

③ がれき処理体制の確立

民間業者の被災状況や廃棄物処理施設の被災状況を勘案し、がれき処理体制を構築する。

④ がれき仮置場の決定

十分な広さを有する安全な仮置場を確保する。

⑤ 必要資機材の調達方法

がれき処理計画を実施するために必要な資機材をリストアップし、その調達方法を検討する。

(3) がれき処理の実施

① 民間業者の動員

民間業者に動員を要請し、がれき処理計画に基づき、がれき処理の指示を行う。

② 民間業者からの資機材の調達

必要な資機材が不足する場合、民間業者に対し、資機材の調達を要請する。

③ 他市町、他の行政機関への応援要請

ア 必要な場合、他市町に対して、応援要請を行う。

イ 処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援要請を行う。

④ がれき処理

ア 市（建設水道部）は、民間業者を指揮・監督し、がれき処理計画に基づき迅速にがれきの収集を行う。

イ がれきは収集の段階で種別ごとに分別収集を行う。

ウ 収集したがれきは一旦がれき仮置場へ運搬し、その後、処理施設又は処分場へと

移送し、最終処理を行う。

(4) その他

市（建設水道部）は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための対応を行う。

【参考】

廃棄物の処理は倒壊建物の所有者が自己処理責任に基づき自己負担において行うことが原則であるが、阪神・淡路大震災においては被害が甚大であったため、個人住宅や中小企業の建築物の解体・撤去については、廃棄物処理法に基づく災害廃棄物処理事業として国庫補助を受けて市町村が実施した。ただし、道路等の公共施設及び大企業の事業所等の解体・撤去については当該国庫補助の対象とはされなかった。（道路等の公共施設については「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となり、施設管理者が処理を行った。また、大企業の事業所等については大企業が自ら解体・撤去を行った。）

第４ し尿処理対策

市（くらし安心部）は、次のし尿処理対策を行う。

１ 情報の収集及び連絡

市（くらし安心部）は、倒壊戸数や避難所等の避難人員を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

２ し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

市（くらし安心部）は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握する。

し尿処理の範囲が広範囲に及ぶ場合は、近隣市町のし尿処理業者に応援を要請する。

３ 仮設トイレの設置

市（くらし安心部）は、避難所等に仮設トイレを設置するとともに、清掃等その管理体制の整備に努める。

(1) 避難所には、100 人に１基の割合で、仮設トイレを設置する。なお、高齢者に配慮し、ポータブルトイレを調達する。

(2) 仮設トイレの調達は、一時的には市内の建設業者等から調達し、不足する場合は業者に要請する。

４ 消毒剤等の資機材の準備、確保

市（くらし安心部）は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

５　し尿収集・処理計画

市（くらし安心部）は、仮設トイレ等のし尿の処理計画を作成し、下記業者等により、し尿処理施設へ運搬する。

■し尿収集・運搬業者

（旧西脇市区域）

所 在 地	平野町 604-61
名　　称	(一財)西脇市住民サービス公社
電話番号	0795-23-2802

（旧黒田庄町区域）

市の許可業者

■し尿処理施設

（旧西脇市区域）

所 在 地	加東市西古瀬字戸サキ 1169
名　　称	北播衛生事務組合
電話番号	0795-42-1285

（旧黒田庄町区域）

所 在 地	丹波市山南町南中 45
名　　称	氷上多可衛生事務組合
電話番号	0795-77-0404

６　県等への応援要請

市（くらし安心部）は、し尿の処理に必要な人員・運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

資料

８－１　水防・防災資機材及び備蓄物資一覧

第１３節 環境対策

担当	市	くらし安心部
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	

１　災害発生直後の対応

市（くらし安心部）は、県が関係機関及び工場・事業所と連絡を取って実施する有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の収集に協力する。

２　応急対策

市（くらし安心部）は、県と協力して次の措置を講じる。

(1) 環境モニタリング

県が行う災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気､公共用水域､地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第１４節 災害ボランティアの要請・受入れ

担当	市	総務部、各部
	関係機関	県、日本赤十字社兵庫県支部
	関係団体	社会福祉協議会

１　災害救援専門ボランティアの派遣要請

市（各部）は、大規模災害等が発生し、専門ボランティアの必要が生じた場合、社会福祉協議会と協議の上、県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊－「ＨＥＡＲＴ－ＰＨＯＥＮＩＸ」）の派遣を県に要請する。

(1) 災害救援専門ボランティアの活動分野

① 救急・救助
② 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
③ 介護
④ 建物判定
⑤ 手話通訳
⑥ 情報・通信
⑦ ボランティアのコーディネート
⑧ 輸送

(2) 派遣の手順

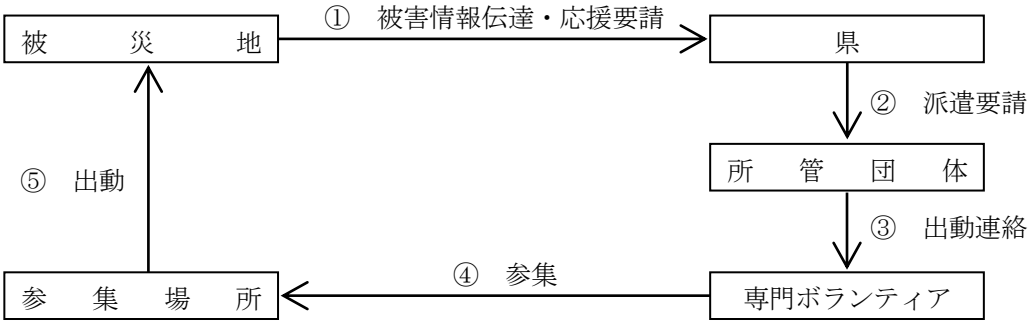

２　災害ボランティアの受入れ

(1) 受入窓口等の開設

社会福祉協議会は、市（総務部）と連携し、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動についてボランティアの支援・協力を得るために災害ボランティアセンターを開設し、総合調整を行う。また、円滑に受入事務を行うため、ボランティアコーディネーターを配置する。

① 災害情報、生活情報等の収集、伝達
② 災害ボランティアの受入事務
③ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
④ 救援物資、資機材の配分、輸送

⑤　軽易な応急・復旧作業

(2) 災害ボランティアの確保と調整

災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、市（総務部）、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などを行うとともに、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項に留意する。

①　ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。

②　ボランティアに対し、被災地に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知する。

③　ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努める。

④　被災地と後方支援との役割分担やネットワーク化を図るため、両者のネットワークのための会議を開催する。

⑤　現地でボランティアであることが容易に確認できるようリボン等を配布する。

⑥　ボランティアの着替場所や荷物置場を確保する。

⑦　ＪＲ等公共機関で訪れるボランティアの送迎手段を確保する。

⑧　ボランティアが現地での活動に使用する資機材を可能な限り調達する。（軍手、長靴、ゴム手袋、マスク、バケツ、デッキブラシ、スコップ、じょうれん等）

⑨　市（総務部）は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

⑩　感染症の拡大が懸念される状況下では、市（総務部）は、感染予防措置を徹底する。また、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

(4) 市の支援

市（総務部）は、災害ボランティアセンターの開設に対し、必要に応じて公共施設等の活動場所、資機材、情報の提供を行うとともに、社会福祉協議会職員、ボランティアコーディネーター等と活動についての調整を行う。

なお、市（総務部）は、ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第１５節 海外からの支援の受入れ

担当	市	本部事務局、総務部
	関係機関	県
	関係団体	

市（本部事務局、総務部）は、海外からの支援に際しては、県等と連携して円滑な協力体制の確保に配慮する。

第１６節 鉄道施設の応急対策

担当	市	
	関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、県、北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	

西日本旅客鉄道株式会社は、次の措置を行う。

１　対策本部の設置

災害が発生した場合には、現地に復旧本部を、また、必要に応じ本部内等に対策本部を設置する。

２　発災時の初動体制

(1) 警備の体制等

地震により、線路等災害の発生が予想される場合及び被害が広範囲又は甚大になることが予想される場合は、線路災害等保安準則に基づき、状況に応じた警備体制をとり、運転規制を実施する。

(2) 運行規制等

① 感震器が作動し、40 ガル以上 80 ガル未満を示したとき。

（感震器がない区域では、指定駅での体感震度４以上と認められる場合）

ア 規制範囲内を初列車は 15km/h 以下、初列車が到着し異常がなければ、次列車以降異常なしの通報があるまで 45km/h 以下で徐行運転を行う。

イ 施設・電力係員による要注意箇所のスポット巡回と、異常の有無の報告を行う。

② 感震器が作動し、80 ガル以上を示したとき。

（感震器のない区域では、指定駅での体感震度５（弱）以上と認められる場合）

ア 規制範囲内には、列車は進入させず、通過中の列車は、速度 15km/h で最寄り駅に到着し、運転を見合わせる。

イ 運転再開時には、施設・電力係員が全線巡回し線路を点検、異常の有無を確認する。

(3) 乗客の避難・救護対策

① 駅構内

災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導を図る。

（各駅は、災害に備えて、乗客の避難場所の指定を行う。）

② 列車内

二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議の上、乗客を安全な場所へ誘導する。

(4) その他の措置

各駅の異常時対応マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防本部・警察署・医療機関等への救護要請を行う。

第１７節 ライフラインの応急対策

担当	市	建設水道部、本部事務局、都市経営部
	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、（一財）兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
	関係団体	伊丹産業株式会社、有限会社保安センター東播

第１ 電力の確保

１ 市

(1) 被害状況等の情報収集

関西電力及び関西電力送配電のほか、警察署等と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、市民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、重要施設やその他特に必要があると認める施設については、関西電力及び関西電力送配電に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

② 関西電力及び関西電力送配電から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力及び関西電力送配電に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

④ 重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努める。

２ 関西電力及び関西電力送配電株式会社

(1) 対策本部の設置

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模その他の状況により、非常災害に係る予防又は復旧対策を推進するために対策本部を設置し、予防対策、被害復旧等応急対策を実施する。

機　関　名	関西電力送配電株式会社　兵庫支社
所　在　地	姫路市十二所前町117
電 話 番 号	0800-777-3081

(2) 災害時における情報連絡

① 災害時において的確な情報把握及び復旧指示を行うために、電力保安通信網を整備し、情報連絡体制を確立する。

② 災害発生時における関係省庁、自治体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等との連絡体制を確立する。

(3) 応急対策要員の確保

① 応急対策（工事）に従事可能な要員をあらかじめ調査し、把握する。

② 災害予想時における待機及び非常呼出体制を確立する。

③ 非常災害時における特別組織を構成し、動員体制を確立すると同時に、連絡方法を明確にする。なお、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてあらかじめ定めておく。

④ 協力会社等及び他の電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立する。

(4) 災害時における広報活動

① 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

② 災害時においては、復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害及び二次災害を防止するために被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般市民に対する広報活動を行う。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがある場合で、関西電力及び関西電力送配電が必要と認めた場合又は警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、送電停止を含む適切な危険防止措置を講じる。

(6) 応急復旧用資材等の確保

応急復旧用資材等の確保は、主として次の事項について実施する。

① 保有資材の確認及び在庫量の把握

② 各施設設備の被害状況の把握

③ 応急復旧用資材の緊急入手

④ 道路情報の早期入手

⑤ 応急復旧資機材の運搬方法、ルート等の検討及び輸送手段の確保

⑥ 緊急用資材の現地調達及び使用に関する県又は市町村との連携の確保

(7) 復旧用資機材置場の確保

災害時において、復旧用資機材としての用地確保の必要があり、かつ、関西電力及び関西電力送配電単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図る。

(8) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

(9) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均等が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(10) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

第２ ガスの確保

１ 市

市（本部事務局、都市経営部）は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集

伊丹産業株式会社及び（一社）兵庫県ＬＰガス協会のほか、警察署等と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、市民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、伊丹産業株式会社又は（一社）兵庫県ＬＰガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

② 伊丹産業株式会社又は（一社）兵庫県ＬＰガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、伊丹産業株式会社に対し、供給停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

２ 伊丹産業株式会社

(1) 対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、規模その他の状況により非常災害に係る対策を推進するために対策本部を設置し、予防対策、被害復旧等応急対策を実施する。

機　関　名	伊丹産業株式会社　西脇都市ガス事業所
所　在　地	郷瀬町487-1
電 話 番 号	0795-22-8000（都市ガス）　0795-22-5535（プロパンガス）

(2) 情報の収集伝達

① 関係機関との情報交換

防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集に努める。

② 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるために、必要に応じて、広報車によりガス施設の被害状況及びガス施設の安全装置に関する情報等を広報する。

(3) 応急対策要員の確保

① 災害予想時における待機及び非常呼出体制を確立する。

② 非常災害時における動員体制を確立すると同時に、連絡方法を明確にする。

③ 協力会社等に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立する。

(4) 復旧資機材の確保

必要な資機材（導管資料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

(5) 危険防止対策

災害時において可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、立入禁止、交通遮断、一時避難等の処置を行うとともに、緊急遮断バルブ等により、ガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じる。

(6) 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に係わる箇所及び緊急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び災害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

(7) 復旧要員の確保

社員、協力会社による動員体制のほかに、単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得る。

(8) 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点などの社会的に重要な施設を優先して、都市ガスが復旧するまでの間、ＬＰガスの供給を行う。

(9) 他機関との協力体制

復旧を促進するため、地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに風水害対策を推進する。

３ 有限会社保安センター東播

(1) 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、直ちに保安センター東播有限会社内に、災害対策本部を設置し、ＬＰガス販売事業者と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

	昼間	夜間及び休日
機　関　名	有限会社保安センター東播	西脇プロパンガス業会 （岸野石油株式会社）
所　在　地	野村町436-1	西脇1109
電 話 番 号	0795-23-1507	0795-22-2728
Ｆ　Ａ　Ｘ		

(2) 情報の収集伝達

各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

(3) 応急対策の実施

① 緊急措置の周知

市に依頼し、広報車・防災行政無線等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう市民に周知するとともに、ＬＰガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

② ローラー作戦の展開

ＬＰガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたって被害を受け、ＬＰガス容器及びガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

③ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、市等の協力を得て迅速に回収する。

また、風水害により容器が流出し、河川を漂流した場合は河川管理者等と連携して回収に努める。

④ 高齢者等要援護者（要配慮者）対策

ＬＰガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害のある人等の家庭を調査し、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

⑤ ＬＰガスの供給

要請により病院、避難所等を優先に、ＬＰガスの供給を行う。

⑥ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにＬＰガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。

⑦ 不要容器の回収

不要となったＬＰガス容器については、市と連携をとりながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

⑧ 要員の確保

市内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、県ＬＰガス防災協会に応援要請し、協力を得る。

第３ 電気通信の確保

１ 市

市（本部事務局、総務部）は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集

電気通信事業者のほか、警察署等と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、市民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、ＮＴＴ、ＫＤＤＩその他電気通信事業者に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

② 電気通信事業者から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

２ ＮＴＴ各社

(1) 対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、規模その他の状況により対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

機　関　名	西日本電信電話株式会社　兵庫支店
所　在　地	神戸市中央区海岸通11　ＮＴＴ神戸中央ビル16階
電 話 番 号	078-393-9940

(2) 応急復旧

① 通信混乱防止

災害発生に伴い､全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、 110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

② 設備被害の状況把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

③ 通信途絶の解消と通信の確保

災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信、無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後に、線路設備を主体とした二次応急措置を行う。また、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信、各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替装置等の実施

エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ 非常用可搬型ディジタル交換装置

カ 臨時・特設公衆電話の設置

キ 停電時における公衆電話の無料化

④ 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

ア　通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ　非常、緊急電話及び非常、緊急電報疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱う。

ウ　臨時に営業窓口を開設する。

エ　被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。

オ　一般利用者に対する広報活動を実施する。

カ　ＮＴＴ西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

(3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」または「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において、被災地への通信がつながりにくい状況になった場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。この場合、「災害用伝言ダイヤル(171)」または「災害用伝言板(web171)」で安否確認をする。

① 提供の開始

ア　地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がふくそうした場合に提供を開始する。

イ　被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」または「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

② 伝言の条件等

ア　「災害用伝言ダイヤル(171)」

登録できる電話番号(被災地電話番号)…加入電話・ＩＳＤＮ・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号

伝言録音時間…１伝言当たり30秒間録音

伝言保存期間…提供終了まで

伝言蓄積数…１電話番号当たりの伝言数は１～20伝言で、提供時を知らせる。

イ　「災害用伝言板(web171)」

接続条件…インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能

アクセスＵＲＬ…https://www.web171.jp

伝言登録数…伝言板（伝言メッセージボックス）あたり20件まで

(20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される)

伝言板（伝言メッセージボックス）数…

利用者情報なしの場合：１件

利用者情報ありの場合：最大20件　※利用者情報は事前に登録が必要

伝言保存期間…提供終了まで（ただし最大で６か月）

登録可能な伝言…定型文及びテキスト情報（伝言１件あたり100文字）

伝言のセキュリティ…伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能

伝言通知機能…利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。

■伝言の録音・再生方法

災害時に電話がつながりにくい状況が発生したときは…

ＮＴＴ西日本
災害用伝言ダイヤル

伝言の録音・再生方法
（暗証番号なし）

ダイヤル

1 7 1

録音の場合 → **ダイヤル** **1**

再生の場合 → **ダイヤル** **2**

以下、音声ガイダンスにしたがって、利用ください。

第４ 水道の確保

市（建設水道部）は、次の応急対策を行う。

１ 災害発生直後の対応

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後、直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(3) 応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「上水道災害応援協力協定」「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

２ 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

(2) 施設ごとの復旧方法

① 配水池、ポンプ施設及び浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気及び計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

② 送・配水管及び給水管

管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

ア 第１次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第１次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

イ 第２次応急復旧

第１次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

ウ　復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

エ　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を市（本部事務局）、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

第５ 下水道の確保

市（建設水道部）は、次の応急対策を行う。

１　災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道施設の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

② 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき、県に広域的な支援の要請を行う。

２　復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧に当たっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

(2) 施設ごとの応急措置・復旧方法

① 管路施設

ア　管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ　マンホール等からのいっ水

・排水路等との連絡管渠を利用して緊急排水する。

・可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

ウ　吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場及び処理場施設

ア ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、可搬式発電機等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

エ タンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

③ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を本部事務局、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

第１８節 教育対策

担当	市	教育管理部、教育創造部
	関係機関	県、播磨東教育事務所加東教育振興室
	関係団体	学校、幼稚園、文化財等の所有者・管理者

第１ 事前対策

事前対策として校園長は、学校（園）の施設や通学路の立地条件等を考慮し、地震災害発生時の児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法等マニュアルを策定し、その周知を図り、教育委員会、警察署、消防署及び保護者等との協力体制を確立する。

第２ 地震災害が発生した場合の措置

１ 勤務時間内で災害が発生した場合

(1) 学校施設に地震災害が発生した場合は、児童生徒の安全確保に努め、災害の規模、学校施設の被害状況、通学路等周辺の災害状況等を迅速に把握するとともに、速やかに市（教育管理部、教育創造部）へ報告する。

(2) 災害の程度により児童生徒等に危険が及ぶと判断したときは、安全な場所へ緊急避難させる。

２ 勤務時間外で災害が発生した場合

(1) 非常召集した教職員は、災害の規模、学校施設の被害状況、通学路等周辺の災害状況等を迅速に把握するとともに、速やかに市（教育管理部、教育創造部）へ報告する。

(2) 児童生徒や教職員の安全確認を電話等の方法によって確認する。

第３ 校園長不在時の措置

地震災害発生時において、校園長が不在の場合は、教頭又は校園長があらかじめ指定する教職員がその代行を行う。

第４ 避難所となったときの措置

１ 事前準備

避難所に指定されている校園長は、あらかじめ策定された「避難所開設・運営マニュアル」に基づき訓練を行うなど、平常時から準備を行う。

２ 避難所となったときの措置

(1) 避難所の開設は、災害対策本部からの要請を受けて開設することを原則とするが、緊急を要するときは、校園長や地域の区長・自治会等の判断で開設することができる。

(2) 避難所の責任者は校園長とし、市は職員を派遣し運営を支援する。

３　避難所の運営管理

第３章第４節避難対策第３避難所の開設・運営に定めるところによる。

第５ 応急学校（園）運営の措置

１　応急の学校運営

校園長は、災害の規模、施設の被害状況等を考慮して、市（教育管理部、教育創造部）等関係機関と協議の上、応急の学校（園）運営を行い、教育を再開する。

(1) 施設の被害が軽微な場合

各学校（園）において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。

(2) 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等の転用により、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。

(3) 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校（園）や公共施設の利用又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により授業を再開する。

２　教育の再開

教育活動再開に際しては、登下校（園）の安全の確保を期するとともに、健康、安全等の生活指導に重点を置く。特に、児童生徒の心のケアに十分配慮する。

３　疎開児童等の訪問

疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして心のケアに努める。

４　保護者への連絡

校園長は、市（教育管理部、教育創造部）と密接に連絡の上、平常授業に戻すよう努め、広報紙、マスコミを通じて保護者へ連絡する。

５　組織の編成替えや民間教員免許所有者の動員

教職員が不足する場合は、組織の編成替えや民間の教員免許所有者の動員によって対処する。

第６ 学用品の調達及び支給

１　支給の対象

災害により住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、就学上欠くこと

ができない学用品等を喪失又は毀損し、直ちに入手できない状態にある児童生徒に対しての学用品を支給し、就学の便を図る。

２　支給品目

(1) 教科書
(2) 文房具
(3) 通学用品

３　支給の期間

災害発生日から教科書は１箇月以内､その他の物については 15 日以内に支給を完了する。

４　調達、支給の方法

学用品は、市（教育管理部、教育創造部）が校園長からの必要数の報告を取りまとめたうえ、原則として知事が一括購入し、市を通じて児童生徒へ支給する。また、文房具、通学用品を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しない。

５　費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし、文房具と通学用品については、災害救助法施行細則で定める額とする。

第７ 心の健康管理

市（教育管理部、教育創造部）は、次の措置を講じる

１　被災児童・生徒への心のケア

(1) 教職員、スクールカウンセラーによるカウンセリング
(2) 電話相談等の実施
(3) 県教育相談センター、県健康福祉事務所、こころのケアセンター、こども家庭センター等の専門機関との連携

２　教職員の心の健康管理

(1) グループワーク活動の展開
(2) 災害救急医療チーム派遣制度の確立

第８ 学校給食対策

１　学校給食の一時停止

施設設備の被害状況によっては、市（教育管理部、教育創造部）は学校給食の一時中止又は簡易給食への変更を行う。

２　給食物資の調達

災害発生後、給食が実施されるときは、市（教育管理部、教育創造部）が給食センターと協議し、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼動に必要な措置及び給食物資の調達に努める。

第９ 教育事務の取扱い

市（教育管理部、教育創造部）は、大規模災害の発生のため、多数の児童生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学校の指定、指導要録の取扱い及び３学期においては、卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を行えるよう、国・県に対し要望を行う。

資料

13-１ 指定文化財一覧

第１９節 警備対策

担当	市	
	関係機関	西脇警察署
	関係団体	

警察署は、市内の災害警備のため、次の措置を講じる。

(1) 被害実態の把握
(2) 被災者の救出救護
(3) 危険箇所の実態把握及び警戒
(4) 気象情報等の収集及び伝達
(5) 危険区域居住者に対する避難の指示、警告、誘導及び広報
(6) 行方不明者の捜索及び死体の見分
(7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保
(8) 被災地等における犯罪の予防検挙
(9) 地域安全情報、地域関連情報等の広報
(10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助

第２０節 旅客・帰宅困難者対策

担当	市	産業活力再生部、本部事務局
	関係機関	西脇警察署、西日本旅客鉄道株式会社、神姫バス株式会社
	関係団体	観光協会、観光・宿泊施設管理者、道の駅、コンビニエンスストア

１　旅客の安全確保

西日本旅客鉄道株式会社、神姫バス株式会社は、道路・鉄道施設の安全を確認し、車両、旅客の安全を確保する。事業者が旅客の安全を確保できない場合は、市の避難所へ旅客を誘導する。

２　宿泊客の安全確保

宿泊施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた宿泊施設の宿泊客を、安全な宿泊施設へ移送又は受入れを行う。施設管理者が安全を確保できない場合は、市の避難所へ宿泊客を誘導する。

３　帰宅支援

市（本部事務局、産業活力再生部）は、道の駅、コンビニエンスストア、観光協会等と連携して、道路及び公共交通機関の情報を伝達する。

第２１節 農林・畜産関係対策

担当	市	産業活力再生部
	関係機関	県、加東農林振興事務所、姫路家畜保健衛生所
	関係団体	みのり農業協同組合、北はりま森林組合

市（産業活力再生部）は、次の措置を講じる。

第１ 畜産

１ 家畜防疫対策

姫路家畜保健衛生所、県農業共済組合連合会東播磨基幹家畜診療所と協力し、畜舎及び家畜の被害状況を把握するとともに、家畜防疫対策を行う。

２ 飼料確保対策

関係団体に対して、必要な飼料を供給するため、輸送経路を確保して緊急輸送を行うよう指導する。

３ 流通対策

県と協力し、情報収集に努めるとともに、関係者に対して出荷先の変更及び輸送経路のう回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努める。

(1) 県と協力し、食肉センター、食鳥処理場、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供する。

(2) 県農業共済組合連合会東播磨基幹家畜診療所は、被災家畜の予後を判定し、農家に緊急出荷を指導する。

(3) 生産者団体は、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先の変更又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導する。

第２ 主要作物

農業関係団体と協力して生産者に次の対策の徹底を図る。また、農薬等資材取扱業者は、次の対策の実施に要する資材の確保に努める。

１ 水稲

(1) 浸水による被害の軽減

(2) 水没苗の処理、排水、泥土の除去、病虫害の防除

(3) 倒伏した田の潅水の中止及び成熟期に近い倒伏稲の早期収穫

(4) 被害激甚地における他作物への植え替え

２　麦

(1) 排水溝の排水の促進
(2) 発芽不良ほ場における多肥による分げつの促進
(3) 出穂期における赤カビ病の防除
(4) 穂発芽等による品質低下の防止のための適期刈り取りと迅速な乾燥調整

３　大豆

(1) 防風網による被覆、株元への培土
(2) 排水溝の排水の促進
(3) 病害虫防除の徹底

４　椎茸

(1) ハウスの補強
(2) 寒怜紗（ネット）やビニールの固定
(3) 土砂崩れのおそれある林地以外の活用（ほだ場）
(4) 流水に流される可能性のある場所以外の活用（ほだ場）
(5) 水に浸かったほだ木の洗い直しと原木の消毒

５　野菜

(1) 排水の徹底
(2) 適切な薬剤撒布
(3) 長雨期における雨上がり後の周到な潅水
(4) 施肥（追肥）の減量と吸肥性のよい液肥の使用
(5) 収穫物の除水滴、除湿の徹底

６　果樹

(1) 暗渠等による排水の促進
(2) 主幹や主枝が裂けたものの補強、切断
(3) 折損した枝の切除
(4) 倒伏木の支柱等による補強
(5) 浸食により露出した根の覆土
(6) 病害虫防除の徹底

７　花木

(1) 温室､ハウス等の応急措置
(2) 病害虫防除の徹底
(3) 早期排水の励行とマルチや高畦栽培の導入
(4) 支柱やネットによる誘引の補強

第２２節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策

担当	市	建設水道部、産業活力再生部
	関係機関	県、加東土木事務所、多可事業所、兵庫国道事務所
	関係団体	ため池管理者、農地・農業用施設の管理者等、西脇市森林組合

第１ 土砂災害

市（建設水道部）は、次の措置を講じる。

(1) 県、関係機関とともに、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して、総合的な土砂災害対策を推進する。

(2) 県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

(3) 県と協力して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

ア 緊急復旧資機材の点検・補強

イ 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）

ウ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

(4) 危険箇所を市民に周知し、警戒避難体制の強化を図る。

(5) 地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに拡大防止対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

第２ 道路

市（建設水道部）、道路管理者は、管理する道路について次の対策を行う。

１ う回路の設定及び通行制限

道路損壊等の事由により交通が危険と認めるとき、又は復旧工事のためやむを得ないときは、道路管理者は警察と協議し、う回路等の応急措置を講ずるとともに、通行制限を行い交通の安全を図る。

２ 応急補強

災害の程度が比較的僅少な場合は、損壊箇所の盛土補強、埋土の除去及び橋りょう部の応急補強等、一般交通の確保を図るため必要な措置を講ずる。

３ 道路占用物件の被害に対する安全措置

道路占用物件（電気、ガス、電話、水道等）の被害にあったときは、関係機関（所有者）に安全措置を命じ道路保全を図る。

４ 仮設道路の開設

応急対策に長期間を要する場合は、仮設道路を開設するほか、他の関係機関と連絡調整を行うことにより、円滑な交通を確保する。

第３ 河川

河川管理者は、次の対策を行う。

(1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。

(2) 危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。

(3) 堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。

(4) 市（建設水道部）は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

第４ ため池

市（産業活力再生部）、ため池管理者は、次の対策を行う。

(1) ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

(2) ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

① 緊急復旧資機材の点検・補強

② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

(3) 市（産業活力再生部）は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第５ 森林

市（産業活力再生部）は、森林組合と協力して次の対策を行う。

(1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

(2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

① 緊急復旧資機材の点検・補強

② 警報機付伸縮計の設置

③ 危険性の高い箇所の仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去

(3) 危険箇所を市民に周知し、警戒避難体制の強化を行う。

第６ 農業土木施設

農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

第７ 宅地防災対策

市（建設水道部）は、次の対策を行う。

(1) 県に被災宅地応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。また、応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。

(2) 応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用して判定し、判定ステッカーを調査宅地に貼付する。

第８ 建築物の防災対策

市（建設水道部）は、次の対策を行う。

(1) 県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。また、応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。

(2) 応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付する。

(3) 公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

第９ 都市公園

市（建設水道部）は、次の対策を行う。

(1) 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。

(2) 速やかに点検結果及び応急対策について、県に報告する。

第１０ 危険物対策

北はりま消防本部は、県と協力して、危険物施設等の立ち入り検査を実施する等、適切な措置を講じる。